備北信用金庫の現況

令和8年 ディスクロージャー

みなさまとともに… BISHIN '26

令和7年4月1日～令和8年3月31日

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫

CONTENTS

ご挨拶…… 1
内部管理基本方針…… 2
リスク管理についての取り組み…… 2
法令等遵守（コンプライアンス）の態勢…… 4
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組の状況…… 6
トピックス…… 9
総代会制度…… 10
組織図…… 12
店舗紹介…… 13
営業のご案内…… 14
手数料一覧…… 16
びしんのご案内…… 18
資料編…… 19
信金中央金庫のご案内…… 38

基　本　方　針

備北信用金庫は
地元の皆様ならびに
中小企業の方々の金融機関として
地域社会の発展に寄与する

経　営　方　針

1　中小企業金融の公共性に鑑み、広く地域経済と密着し、その繁栄に奉仕する。

2　経営に創意と総力を結集して、金庫の業容拡大と機能の充実を図り、経営体質の強化に努める。

3　人材の育成を図り、職員の福利増進と生活水準の向上に努め、希望と活気ある明るい職場づくりに努める。

金庫の概要

創　　業：昭和６年11月２日
代 表 者：理事長　岡田　誠治
本　　店：岡山県高梁市正宗町1964番地の１
役職員数：83名
店 舗 数：10店舗
会 員 数：7,474名
出 資 金：330百万円
預　　金：122,363百万円
貸 出 金：48,935百万円

（役職員数以下の数字は令和８年３月末現在の数字です。）

ご　挨　拶

盛夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当金庫に対しましては、平素から格別のご支援とご愛顧を賜り厚くお礼を申し上げます。本年もここに、第81期の事業概況と決算の状況につきまして報告するにあたりご挨拶を申し上げます。

昨年度の我が国の経済は、全体として「緩やかな回復基調」で推移致しました。実質ＧＤＰ成長率は、概ね１％前後と低成長ながらプラスを維持し、景気は持ち直しの動きを示しました。内需面では、企業収益の改善や設備投資の増加、賃上げの進展を背景に回復傾向がみられた一方、物価上昇の影響で個人消費は力強さを欠きました。消費者物価はエネルギー価格などの影響で上昇し、実質賃金の伸び悩みが家計の重しとなりました。外需面では、米国の通商政策や中国経済の減速などの影響により輸出は伸び悩み、景気の下押し要因となりました。また、一部の四半期では、マイナス成長もみられ、景気の不安定さも残りました。総じて、昨年度の日本経済は内需を中心に回復しつつも、外部環境の不確実性や物価上昇の影響により力強さに欠ける状況が続きました。

そうした経済環境のもと、昨年度の当地域の経済は、人口減少や物価高騰の影響を受けつつも、観光需要の回復や地域振興策により持ち直しの動きも見られました。特に観光分野では交流人口の拡大を目指し関連消費の増加が期待されました。一方で中小企業や地域商業は人手不足やコスト上昇の課題を抱え、行政は補助金や販路開拓支援などを通じて下支えを図りました。総じて回復基調にあるが、構造的課題も残る状況です。

こうした金融経済環境情勢のもと、信用金庫の原点である「相互扶助」の基本理念に基づき、取引先企業の経営環境の変化に的確に対応できるよう取引先企業の支援に取り組み、また、お客様との接点となる一部の店舗を改装、地域社会と経済の持続的発展に向けて対応を進め、預金面においては、各種定期預金キャンペーンに加え「吉備国際大学シャルム岡山高梁応援定期預金」などを続け、公金預金においては指定金融機関を継続したこともあり預金残高は 122, 363 百万円となりました。融資面においては、事業承継販路拡大、デジタル化、人手不足対応など取引先企業の課題解決やコンサルティング機能強化に努めるとともに、個人向け融資においてはＷＥＢ完結ローンの推進等に取り組み、貸出金残高は 48, 935 百万円となりました。収支面は、店舗改装、設備更新、デジタル化対応を進めつつ効率的な資金運用に努め、厳正な諸償却と引当を行った結果、当期純利益を 140 百万円を計上しました。

令和８年度の我が国の経済は、賃上げや内需回復により緩やかな成長が見込まれます。一方、イラン・イスラエル・米国を巡る情勢不安により資源価格や為替が不安定化し、物価上昇や企業収益の下押しなど下振れリスクが懸念されます。中期３カ年計画の２年目の年度として、地域企業の方々への事業支援などのコンサルティング機能の強化に努めるとともに、地域に根差した協同組織金融機関として会員、お客様の課題解決に尽力し、当地域の経済社会の持続的発展成長に貢献するとともに、法令遵守を徹底し堅実経営に努めて参ります。

令和８年７月

備北信用金庫

理事長　岡田　誠治

内部管理基本方針

当金庫は、業務の適正を確保するため、以下の体制を整備し、実効性の確保に努めています。

1．理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
2．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6．監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7．理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8．監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9．監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10．その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理についての取り組み

金融の自由化・国際化の進展に伴い、規制緩和等により金融機関のビジネスチャンスが拡大する一方で、信用金庫業務に伴うリスクは多様化、複雑化し、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。

当金庫では、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」として制定、各部署が「リスク管理要領」により管理を行い、統括部署として統合的リスク管理委員会がリスク全体を管理しております。統合的リスク管理において、計量されるリスクについては、ＡＬＭ委員会、非計量リスクについてはリスク管理委員会で協議し、常勤理事会へ定期的に報告を行い、各種リスクを総合的に管理し、経営全般にわたりリスクをコントロールする体制の構築に日々努めております。また、監督官庁による検査や考査も定期的に実施されています。

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資部融資課、融資管理課を設置し、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理体制で臨み、加えて大口債権ヒアリングを実施し、取引先の業容の実態把握に万全を期し、不良債権の未然防止に努めております。職員に対してはＯＪＴや外部研修への派遣、本部から営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図っています。なお、自己査定についても厳密に貸出資産を査定し、信用リスクの把握と管理を実施しております。

●市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。また、それらに付随する信用リスク等の関連リスクを含めて市場関連リスクと捉えています。主な市場リスクとしては、金利の変動に伴い利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券価格（株式、債券等）の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替の変動に伴って損失の発生する「為替リスク」があります。当金庫では、ＡＬＭ委員会を設置し、経済情勢、金利、為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、管理手法や各種分析を行っています。そして、安定した収益確保のため、ＡＬＭ管理体制の充実・強化に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、支払準備資産を信金中央金庫等へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制が整っています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、本部監査部門が本支店に対し定期的臨店監査を実施する一方、本支店には店内監査の月例実施を義務付けているほか、日常事務ミス防止のための事務取扱規程やマニュアルの整備、本部事務部門による臨店指導、および日常業務の事務手続き上でのチェック機能が十分働くよう、研修会や各種会議などで職員教育を徹底するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことであります。さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、また全店の全パソコンにセキュリティーシステム、カード管理機を導入し、システムの安全管理と個人情報の漏洩防止を図るため、万全の体制で対応しております。

●法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係わる法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（法令等遵守違反行為）が発生することで金庫の信用の失墜を招き、金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、法令等遵守違反行為に関する報告体制を構築し推進しています。具体的には、各部店の業務執行に伴うリーガルチェックまた新

商品・新規業務の開始時のリーガルチェック等をコンプライアンス統括部署と各部署と相互にチェックしリスクの低減を図っています。また、業務全般の法務に関する案件について専門家である顧問弁護士と連携しています。

●評判リスク管理

評判リスクとは、風評、マスコミ報道等により金庫の評判が悪化し、信用が損なわれるリスクであります。当金庫では、透明性の高い経営に努め、各種媒体を利用し積極的にディスクローズし、金庫の健全な経営を広報しています。

内部監査体制について

当金庫では、リスク管理の実効性を高め、不正事件・事務ミス等を防止し、内部管理体制を充実・強化するために内部監査部署「監査部」を設置しています。監査部では、信用金庫の業務運営や資産の健全性確保を図る目的として、業務管理・運営部門から独立した立場から内部管理について適切性・有効性の検証を行い、問題点の是正を図るとともに、監査結果等については理事会に定期報告を行っています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関連法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1．運営方針
常勤理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2．管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務部とし、マネロン・テロ資金供与対策委員会と事務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3．リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4．役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

備北信用金庫（以下「当金庫」という。）は、サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、以下の方針に基づきサイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。

1．経営陣の責務
経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。

2．管理態勢の整備
当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。

3．対策の実施
当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に反映し、実施します。

4．継続的な改善
当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。

5．委託先の管理
当金庫は、委託先およびシステムベンダー等のサードパーティにおけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。

6．法令等の遵守
当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令、監督指針、各種ガイドラインおよび契約上の義務を遵守します。

7．教育訓練および人材育成
当金庫は、役職員のサイバーセキュリティに係る意識向上に必要な教育・訓練等の啓発活動に努め、専門的な人材の確保・育成に取組みます。

8．情報共有および連携
当金庫は、関係省庁、監督当局、業界団体、信用金庫業界、委託先等との情報共有を積極的に行い、最新の脅威情報の収集および対策強化に努めます。
また、インシデント発生時には、関係機関との連携および適切な情報開示を実施します。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

コンプライアンスとは、各種の法律・社会のルール・当金庫の内部規程等を遵守し、倫理や社会的な規範を全うすることをいいます。

信用金庫は、地域金融機関として中小企業の健全な発展や住民の方々の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に奉仕するという高い社会的使命を担っています。

社会的責任と公共的使命を全うするためにも法令や社会的規範を遵守し、信用金庫の役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって、透明で公正な業務を遂行する必要があります。

当金庫では、コンプライアンスの実現を最重要課題の一つとして取組んでおり、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたると共に、「内部管理基本方針」を定め、コンプライアンス態勢を整備し、「備北信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル」、「外国為替業務に関するコンプライアンス・マニュアル」、「ホットライン取扱要領」、「公益通報者保護規程」の内部規程、並びに「コンプライアンス・プログラム」を制定し、遵守すべき法令及びルールを明確に、且つ全役職員への周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス統括部署を総務部とし、全店にはコンプライアンス担当者を配置、法令等遵守態勢の充実を図っております。

一方、顧客からの苦情や意見、要望に対して真摯な態度で対応するため、「顧客サポート処理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「利益相反管理方針」を制定し、顧客サポート態勢を構築しております。

当金庫では、皆様により一層信頼される金融機関であり続けるため、今後もコンプライアンスの徹底と実践並びにコンプライアンス意識の高揚に努めてまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備北信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理態勢について

当金庫は、地域の金融機関として「お客さま第一の姿勢」「地域密着」に徹し、地域のお客さま、地域社会から信頼されるお客さまの満足度の高い金庫を目指し、顧客保護、利用者の利便性の向上に役職員一丸となって取組んでおります。

●顧客説明管理態勢

取引や商品に関するお客さまへの説明と情報提供を適切かつ十分に行うため主管部署を業務推進部としています。

●顧客サポート管理態勢

お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情等、お客さまからのさまざまなご意見を業務改善につなげるため「顧客サポート処理規程」を制定、それらの対応と進捗状況及び処理指示を一元的に管理する部署を総務部としています。

●顧客情報管理態勢

顧客情報の管理の適切性を確保するため「顧客情報管理規程」等制定、顧客情報管理主管部署を事務部とし、顧客情報の適切な保護を図っております。

●外部委託管理態勢

当金庫が業務を外部委託した場合に、顧客保護の観点から、その委託先の管理を適切に行うため「外部委託管理規程」を制定、外部委託先の管理を行っております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1．当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1．当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2．当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
⑴　次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
⑵　①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3．当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①　対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②　対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③　対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④　対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4．当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5．当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17時）に営業店（電話番号は店舗マップを参照ください）または総務部（電話：0866-22-2191）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総務部または全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

備北信用金庫は、当金庫の経営方針・経営ビジョンに基づき、お客さまの資産形成・運用に関する業務において以下の取組方針を定め、お客さまのご要望にお応えできるよう、より良い金融商品・サービスの提供を行います。

また以下の取組方針については定期的に検証・見直しを行い、取組み状況を公表いたします。

1．お客さまの最善の利益の追求

お客さまの最善の利益を図るため、お客さまの立場に立ち、お客さまにとって最善の選択となるような商品・サービスを提供します。

- 商品の特性やリスクを精査し、お客さまのニーズやライフステージの変化にお応えできるよう、商品のラインナップを適時見直します。
- 長期的・安定的な要素を考慮し、お客さまにとって有益になるような商品提供を行います。

2．利益相反の適切な管理

お客さまとの取引時の利益相反について、お客さまの利益を損なうことがないように十分に管理を行います。

- 当金庫の定める「利益相反管理方針」に従ってお客さまの利益が不当に損なわれることが無いようにします。
- 取扱商品の選定にあたっては、投資運用会社や保険会社等から広く情報を収集し、十分な検討を行います。

3．お客さまへ重要な情報のわかりやすい説明

お客さまの金融知識、投資経験、資産状況や運用目的をお聞きして、お客さまにとってふさわしい商品が選んで頂ける様情報提供を行います。

- ご提案に当たっては、わかりやすい用語表現を使用し、明確・平易な内容の説明を心掛けお客さまにもご理解頂ける様にします。
- 商品のご提供後は、アフターフォローを通じて資産の状況や市場動向、運用情報などを適時ご提供します。
- お客さまが負担する手数料やその他費用について、どのようなサービスの対価であるかを含め、その詳細についてお客さまが理解できるよう情報提供に努めます。

4．従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

お客さまの最善の利益を追求するため、金融業務に関し専門性が高い職員を育成し、信頼に応えることができる販売態勢を構築します。

- 研修等を通じ職員のスキルアップに努め、コンサルティング能力の向上を図ります。
- 適切にお客さま本位の業務運営を行うため、お客さまからの声を真摯に受け止め、販売態勢に反映してまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 総合戦略の実現支援に向けて、地方産品の付加価値向上、販路拡大、観光活性化、まちづくり、農業支援、地元中小企業支援に向けた金融商品やサービスの開発・提供を行っております。
- 地方公共団体、地域の団体や観光協会をはじめとする各種団体との関わりから、「町づくり」や「定住促進」、「観光事業」などの地域活性化に向けた取組みに既に多くの役職員が参画し、より実効性の高い地方版総合戦略策定に向けて情報提供・分析や提案を行うなど積極的に参画・関与できる態勢と担当窓口を明確にするために、平成27年２月「地方創生」に関する金庫内体制を整備し、高梁市及び新見市の総合戦略推進有識者会議や高梁川流域連携中枢都市ビジョン懇談会に参画しております。
- 平成26年度より中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会、吉備中央町商工会と連携して知的資産経営レポートの作成に取り組み、平成28年度からは事業性評価シートの作成に取り組んでおり、また、合同の勉強会等を開催し、地域の各種団体とともに地域の活性化、地域創生を行っております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

びしん創業者支援融資

平成26年７月より、日本政策金融公庫 倉敷支店・同 津山支店との連携により、両機関の特性を活かし、創業期のお客さまに対し円滑な資金供給を行い、事業の発展と活性化を促進するために「びしん創業者支援融資」を取扱いしております。

びしん経営者クラブ

平成29年６月13日に地元企業の若手経営者や事業継承者の方々に、経営に関する研修や情報交換を通じて企業の経営資質向上と経営課題解決を図り、また、会員相互の親睦を目的とする「びしん経営者クラブ」を設立いたしました。

昨年度は、２回のセミナーを実施いたしました。

法人ポータル「びしんケイエール」

金庫が提供する法人向けクラウドサービスです。電子請求書の発行・受付や、各金融機関口座を一元管理して資金繰りの把握など各種の機能をご利用いただけます。

岡山県しんきん合同ビジネス交流会

岡山県内７つの信用金庫、日本政策金融公庫、岡山県産業振興財団等と連携し、ビジネス交流会を開催しております。令和７年11月19日、第19回のビジネス交流会がコンベックス岡山で開催され、当金庫のお客さまは15社の企業が参加され販路拡大に利用いただきました。

レプタイル

津山市にある企業とマッチング契約を行い業務の幅を広げています。マーケティングなどの販路拡大や人材獲得の一環として「いーなかえーる」新聞の発行を行っています。地元の学生向けに企業のPRを行っています。

経営改善支援

中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会及び吉備中央町商工会と連携して、取引先企業の事業価値を高める経営レポート作成支援に取り組んでおります。また、岡山県中小企業支援ネットワークへの参画やよろず支援拠点やミラサポ、岡山県信用保証協会との連携による専門家派遣制度を活用し、企業の課題解決に向けた取組を図っております。また、商工団体と連携して企業の「価値創造」を目的として専門家と一緒になって「経営デザインシート」を作成しており、昨年度は３月24日には中国財務局や中国経済産業局の担当者とともにデザインシートの発表会を開催しました。

事業承継支援

岡山県事業継承ネットワークへの参画や岡山県事業引継ぎ支援センターを活用した事業承継支援に取り組んでおります。

令和元年９月４日には岡山県下の信用金庫などと共同で『岡山県しんきん事業承継プラットフォーム』を立ち上げました。令和２年12月２日には「高梁川流域事業」として事業承継の講演会を開催しました。さらに令和３年と令和４年には個別相談会を開催しました。また金庫のホームページには「事業承継」Ｍ＆Ａ支援専用のページを開設しました。また、岡山県信用保証協会や引継支援センターも積極的に活用し昨年度は20先の企業にご利用いただきました。

しんきんコネクト

しんきん中金が提供するビジネスマッチングサイトです。全国の信用金庫の取引先が無料で事業者の「売りたい」「買いたい」ニーズの登録、商談メッセージの送付が可能です。

地域の活性化に関する取組状況

シャルム応援定期預金

〝なでしこリーグ2部〟の優勝を目指している「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁」を応援するため、令和7年3月1日から5月31日まで定期預金「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁応援定期」を販売いたしました。

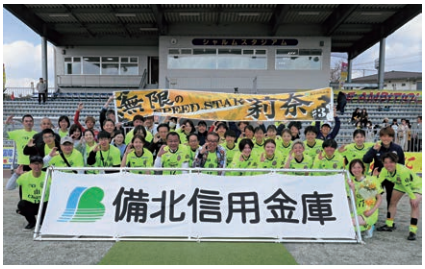

びしんファミリーローン「絆」

個人向けの消費資金融資において、担保や保証に過度に依存しない融資商品として、平成29年11月より「びしんファミリーローン『絆』」を取り扱っております。令和８年３月末現在47件の利用をいただいております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	47件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.95%
保証契約を解除した件数	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

備北信用金庫と地域社会　～この街と生きていく～

預金積金等に関する事項
（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて引き続き努力してまいります。令和８年３月末の内訳は下記のとおりです。

【預金積金残高】122,363百万円	
個　人	86,464百万円
法　人	20,671百万円
地公体	15,228百万円

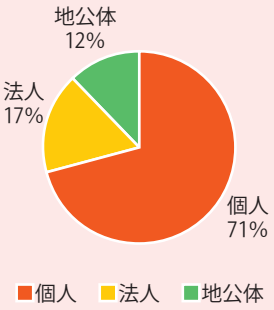

貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした資金の一部は有価証券等で運用しています。資金の公共性に鑑み、安全性や収益性に留意して、信金中央金庫の預け金、金融債での運用を中心に行っています。有価証券の運用については、安全性第一を心掛けて厳格な運用を行っています。

預け金残高	45,989百万円
有価証券残高	30,718百万円
預金積金に占める有価証券の割合	25.10%

〔各種残高・数値は令和８年３月31日現在〕

貸出金（運用）に関する事項
（地域への資金供給の状況）

お客さまからお預かりした預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しており、当金庫営業エリア内の事業者、個人、地方公共団体に対し、令和８年３月末は下記のようにご融資させていただいております。

【貸出金残高】48,935百万円		
事業者向け	設備資金	8,898百万円
	運転資金	16,500百万円
個人向け	住宅資金	6,790百万円
	消費資金等	4,201百万円
地方公共団体向け		12,544百万円
預金に占める貸出金の割合		39.99%

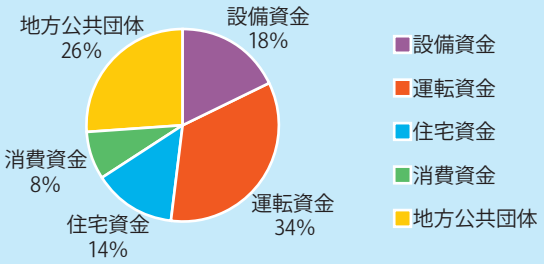

今期決算に関する事項

貸出金をはじめ、低金利下での各種運用利回の低下など厳しい状況の中、効率的運用と経費節減また厳正な償却と引当を行った結果、当期利益140百万円を計上することができました。なお、出資金に対する配当率は３％にさせていただきました。

自己資本比率	20.06%

地域貢献活動（文化的・社会的貢献に関する事項）

スポーツ支援への取り組み

備北信用金庫杯学童軟式野球大会

16チームが参加し第４回備北信用金庫杯学童軟式野球大会を開催いたしました。

シャルム贈呈式

吉備国際大学シャルムの強化支援金を贈呈しました。

地域奉仕活動への取り組み

備中松山城清掃活動

備中松山城の登城者に気持ち良く観光していただけるよう登山道のゴミや落葉を清掃いたしました。

福祉車両を寄贈

平成11年から福祉車両の寄贈を行い、今回が６台目で、愛称は「びしん福祉号」です。

備中たかはし松山踊り

松山踊りの職域連に参加しました。

環境おかやま大賞受賞

長年の清掃活動に対し受賞しました。

学用品を寄贈

地域の小学校新入学児童へ学用品を寄贈いたしました。

当金庫での取り組み

びしん経営者クラブ

経営者セミナーを高梁国際ホテルで開催しました。

相続セミナー

高梁・新見の２か所で開催しました。

信用金庫の日

６月15日の「信用金庫の日」にあわせて、ボランティア清掃活動を行っております。

1．総代会制度について

信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした、協同組織の金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に、会員１人１人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取組んでおります。

総代会は、会員１人１人の意見を適正に反映するための、開かれた制度です。

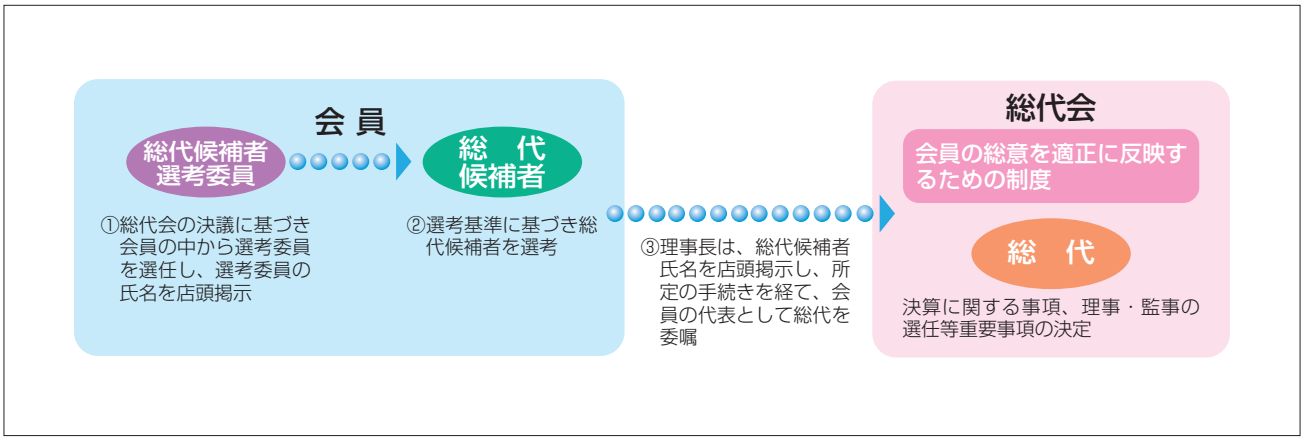

2．総代とその選任方法

⑴総代の任期・定数

・総代の任期は３年です。

・総代の定年は80歳です。但し、任期の途中で年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わります。

・総代の定数は80人以上100人以内です。

なお、令和８年３月31日現在の会員数は7,474人です。

⑵総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

（注）総代候補者選考基準：総代選任規程（総代候補者の選考基準）より抜粋

1　総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。

2　総代候補者の選考基準は次のとおりとする。

①地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。

②政治に対して中立であるべきことから、政治活動的色彩がない人物であること。

③金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。

④地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。

⑤事業者の場合は、経営内容が良好であること。

等々

＜総代が選任されるまでの手続について＞

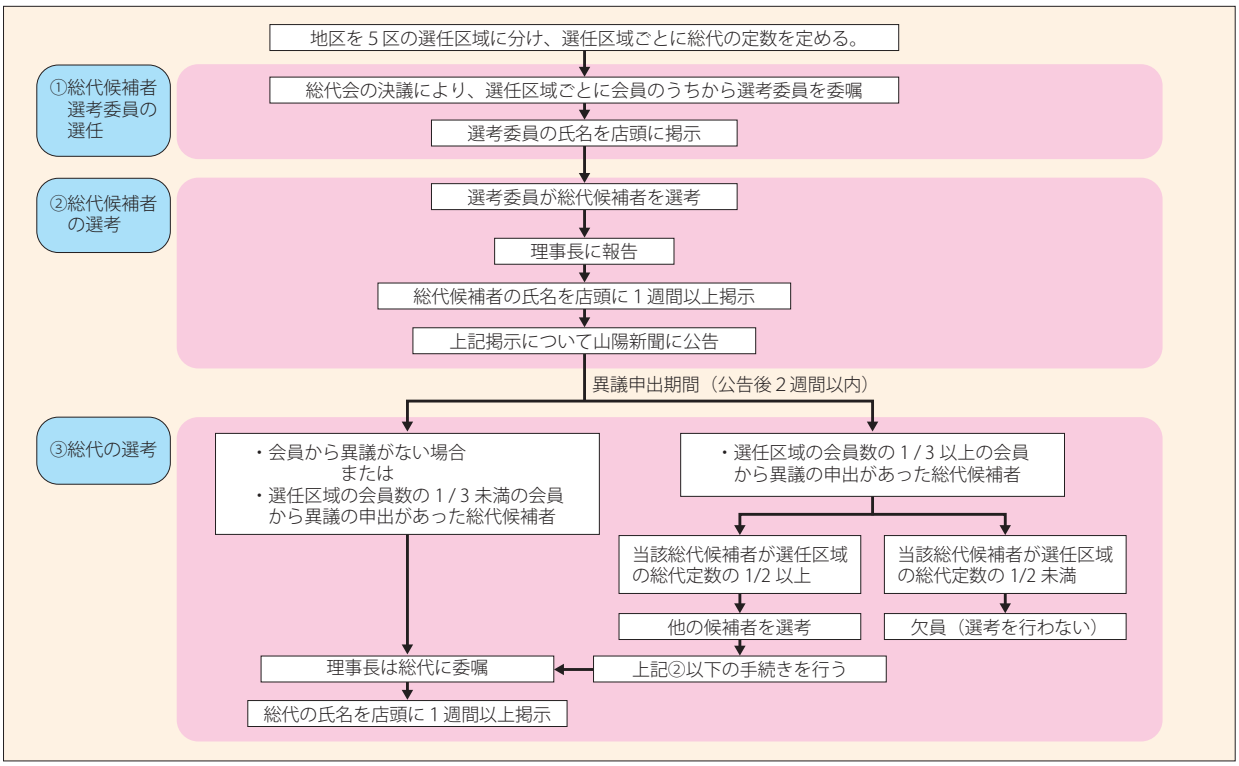

３．第81期（令和７年度）通常総代会の決議事項等

令和８年６月18日(木)に開催しました第81期通常総代会におきまして、下記の事項が付議され、原案のとおり承認可決されました。

・報告事項

第81期（令和７年度）業務報告、貸借対照表、及び損益計算書の報告の件

・決議事項

第１号議案　剰余金処分案承認の件

第２号議案　退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

第81期通常総代会

４．総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

	区　域	人数	総　代　氏　名
第一区	**高梁市**（川端町・内山下・本町・新町・片原町・石火矢町・御前町・小高下町・頼久寺町・伊賀町・寺町・向町・奥万田・和田町・柿木町・大工町・鍛冶町・下町・中間町・間之町・中之町・荒神町・八幡町・津川町・川面町・高倉町・宇治町・松原町・巨瀬町・有漢町）	22名	赤木　頼男⑧　今井　裕一⑩　大月　新吾①　尾崎　則夫④　小野　和夫⑨ 川上龍太郎①　小坂　功⑧　五島　章友⑤　島　一郎⑥　須山　知昭⑫ 竹谷　義宏①　武南　俊明④　田中　宏和②　徳田　勝俊⑥　中村　宏史⑤ 原　真吾④　原田　清司②　樋口　尚也⑤　平井　清志⑧　平山　寿男⑦ 福瀧　一⑨　福本　国昌①
第二区	**高梁市**（鉄砲町・弓之町・南町・東町・松原通・正宗町・栄町・旭町・横町・段町・中原町・浜町・上谷町・下谷町・原田北町・原田南町・大久保・玉坂・楢井・山之上・松山・河内谷・広瀬・玉川町・落合町） **総社市** **全区を除く岡山県全域**	24名	赤木　哲郎⑦　秋岡　一成⑦　内田　正之②　内田　善久①　大森　一生⑨ 荻田　和義⑬　片岡　康平⑨　加藤　敏行①　小林　宏三②　小林　重樹⑪ 小見山　豊⑧　中村　雅則①　西　義典⑪　西平　英樹⑥　長谷川新二① 藤岡　孝④　本多　茂⑦　松本　圭司⑪　森下　一臣⑨　森下　貴⑧ 森田　通洋⑩　薬師寺龍盾⑤　山田　洋一②　渡邉　高宏②
第三区	**高梁市**（中井町） **真庭市**（旧上房郡北房町・旧真庭郡落合町） **加賀郡吉備中央町**	12名	小田　和博②　河部　勝行⑦　小虎　修一②　小山　實④　志田　崇① 芝村　啓三④　瀬島　功②　髙森壮一郎①　豊田　裕幸⑩　沼本　洋介⑤ 福本　富夫②　藤森　和典⑪
第四区	**高梁市**（成羽町・川上町・備中町） **井原市美星町**	11名	池田　英貴④　石田　芳生④　木口　健④　西川　政義⑦　東　健次⑤ 平松　敬史④　古米　裕治⑧　三宅　亮三⑪　宮本　祥司①　吉岡　計介② 渡邉　酵造⑪
第五区	**新見市** **鳥取県日野郡日南町** **鳥取県日野郡日野町** **真庭市**（除、旧上房郡北房町・旧真庭郡落合町） **真庭郡**	31名	阿部　学①　石田　實⑦　岩元　博⑦　上田　浩一②　上田　久志④ 榎　功貴④　大谷　國治⑤　大西　洋⑩　岡崎　平④　岡本　大典② 尾崎　浩司④　小河　俊文④　小林　義和⑤　佐々木建一⑦　杉　光太郎① 杉本　一夫④　杉本　守④　仙石　隆久③　相知　賢司④　田中　将彦④ 田中　康信①　谷森　一将②　田原　隆盛①　林田　昌吾⑤　松浦　英造⑨ 松尾　孝繁②　松本　敏⑩　丸山　悟④　宮本　邦之④　山岡　秀樹② 山田　孝文④

※お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点からご承認を頂いて記載しております。　2026年６月現在100名（五十音順、敬称略）

〈総代の属性別構成比〉　※業種別の構成比は、法人代表者等、個人事業主に限る。

職業別	法人代表者等90%、個人事業主６%、個人４%
年代別	70歳代34%、60歳代34%、50歳代25%、40歳代７%
業種別	卸・小売業34%、建設業32%、サービス業11%、製造業９%、その他11%

組　織　図

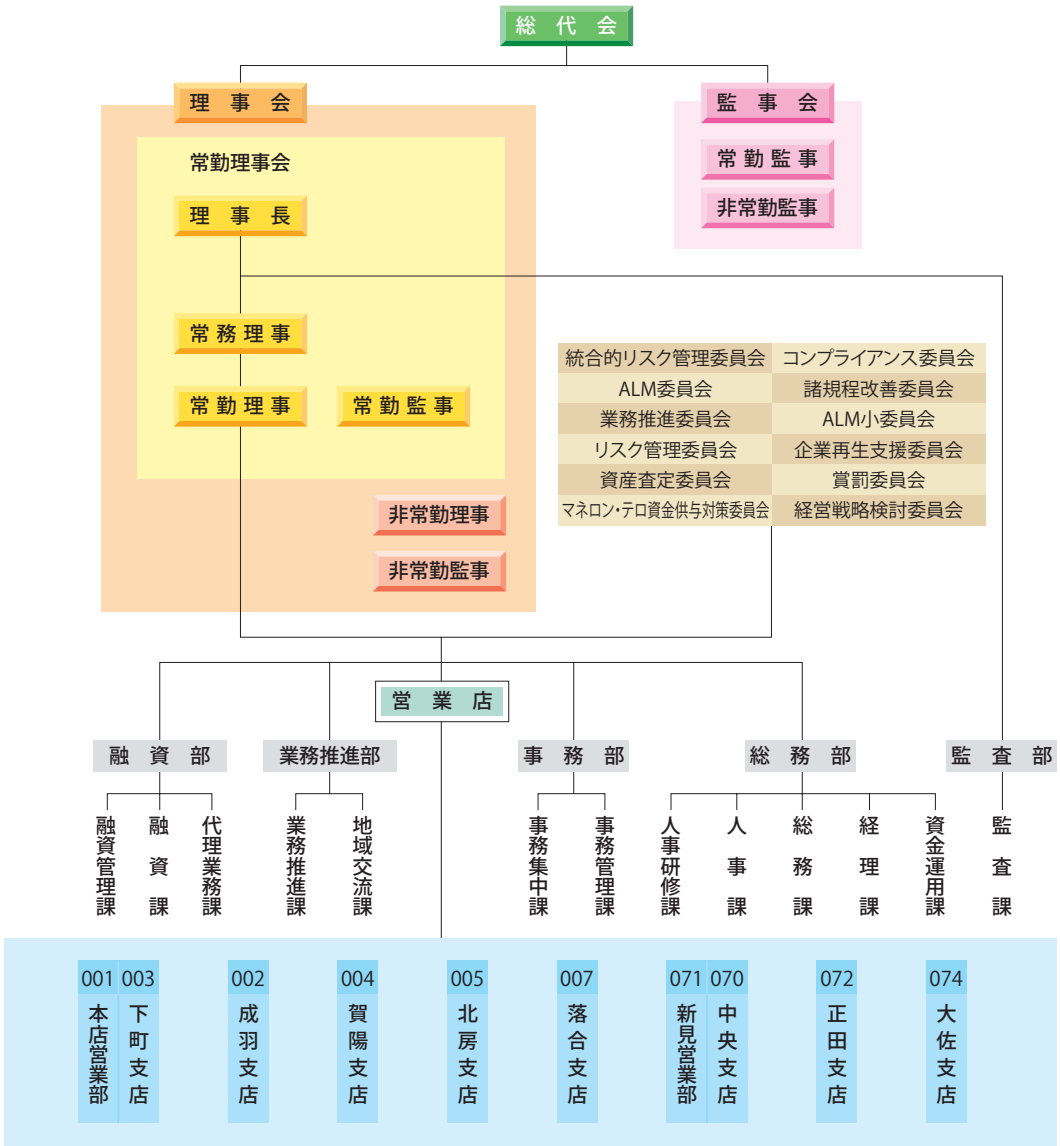

2026年6月末現在

役　　員

理　事　長（代表理事）	岡田　誠治	
常務理事（代表理事）	金地　正晴	
常務理事（代表理事）	福本　智之	
常勤理事	永田　尚則	
理　　事	中村　浩巳	（※1）
理　　事	宮﨑　和司	（※1）
理　　事	磯村　尚子	（※1）
常勤監事	西井　孝行	
監　　事	大森　國正	
監　　事	永井　芳郎	（※2）

2026年6月末現在

（※1）　理事　中村浩巳、宮﨑和司、磯村尚子は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）　監事　永井芳郎は、信用金庫法第32条第５項に規定する員外監事です。

001本店営業部　003下町支店

002成羽支店

004賀陽支店

005北房支店

007落合支店

071新見営業部　070中央支店

072正田支店

074大佐支店

事務センター

■営業地区

岡山県全域
鳥取県日野郡日野町・日南町

■店舗一覧及び店内ＡＴＭ設置状況

店番	店　名	住　　所	電話番号	キャッシュコーナーの稼働時間	
				平日	土・日・祝日
001	本　店　営　業　部	高梁市正宗町1964番地の1	(0866)22-2191	8:45～19:00	8:45～19:00
003	下　町　支　店（本店営業部の店舗内店舗）				
002	成　羽　支　店	高梁市成羽町下原963番地の2	(0866)42-2644	8:45～19:00	8:45～19:00
004	賀　陽　支　店	加賀郡吉備中央町竹荘486番地の2	(0866)54-1335	8:45～19:00	8:45～19:00
005	北　房　支　店	真庭市上水田2998番地の3	(0866)52-3151	8:45～18:00	—
007	落　合　支　店	高梁市落合町阿部1282番地の3	(0866)22-1500	8:45～18:00	—
071	新　見　営　業　部	新見市高尾2482番地の1	(0867)72-4411	8:45～19:00	8:45～19:00
070	中　央　支　店（新見営業部の店舗内店舗）				
072	正　田　支　店	新見市正田257番地の11	(0867)72-0724	8:45～19:00	8:45～19:00
074	大　佐　支　店	新見市大佐小阪部1501番地の2	(0867)98-2878	8:45～18:00	8:45～18:00

2026年6月末現在

■店外ＡＴＭ設置場所

	所　在　地	キャッシュコーナーの稼働時間	
		平日	土・日・祝日
A	ポルカ天満屋ハピータウン	10:00～20:00	10:00～19:00
B	イズミゆめタウン高梁店	9:30～20:00	9:30～19:00
C	吉備国際大学	9:00～17:00	—
D	新見市役所	9:00～17:00	—
E	高梁市役所（共同設置）	9:00～18:00	—

■関連会社

該当ありません

■融資

●主な事業者向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
びしん経営改善・発展融資「はばたき」	潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	5,000万円以内	10年以内
びしん経営改善・発展融資別枠特例「かがやき」	当金庫と融資取引が１年以上あり、潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	当金庫メイン先 １億5,000万円以内 準メイン先等　１億円以内	10年以内
びしん企業再生支援融資「いぶき」	経営を改善し発展を図るために必要な資金をご融資するものです。（運転資金・設備資金）	１億円以内	７年以内
商工会議所並びに商工会会員特別融資	地元商工会議所・商工会会員事業所の経営改善・安定を図って行くために原則担保・保証に依存しない資金をご融資するものです。	法人1,000万円 個人事業主500万円以内	５年以内
びしん企業支援特別融資「サポート」	原則１年以上継続して事業を営んでいる方で経営改善、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金をご融資するものです。	1,000万円以内	最高10年以内
びしんビジネススピードローン	事業運営に必要な運転資金及び設備資金。	300万円以内	最高７年以内
事業者カードローン「アシスト」	事業運営に必要な小口資金をスピーディーに反復利用いただくものです。	500万円以内	法人３年 個人１年
びしん創業者支援融資制度	創業前・創業後のお客さまに対し、円滑な資金供給を行うものです。	1,000万円以内	最高10年以内
びしん営農ローン「二刀流」	兼業農家を営む農家の方で設備資金に利用できます。（運転資金は対象外）	10万円以上1,000万円以下	最高10年以内

●主な個人向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
しんきんカードローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	３年毎更新
びしんカードローン「きゃっする」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～500万円以内	５年毎更新
びしんカーライフプラン	新車・中古車購入、車検・修理等費用、借り替えをご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
しんきん個人ローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
びしん職域サポートローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	1,000万円以内	15年以内
びしんクイックフリープラン	お使いみちは自由です。	10～1,000万円以内	15年以内
びしんフリーローン1000	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～1,000万円以内	10年以内
びしんレディースローン「さくらさん」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	５年以内
びしんファミリーローン「絆」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちのシニア層向けのローンです。お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	100万円以内	10年以内
しんきん教育プラン	大学・短大・大学院等の学校納付金をご融資するものです。	1,000万円以内	16年以内
びしん学資ローン（当座貸越型）	学校の納付金、就学に付随してかかる費用をご融資するものです。	50～500万円	５年以内
びしん福祉プラン	高齢者・心身障害者に役立つ設備購入にご融資するものです。	500万円以内	10年以内
びしんおまとめフリーローン	お使いみちは自由です。	10～1,000万円以内	15年以内
びしん住宅ローン「だんらん」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	2億円以内	50年以内
びしん周期固定住宅ローン「楽しいわが家」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	2億円以内	50年以内
びしん住宅ローン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	5,000万円以内	35年以内
無担保住宅ローン	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	2,000万円以内	20年以内
びしんマイホームプラン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	100～6,000万円以内	35年以内
びしん無担保リフォームローン	住宅の増改築資金をご融資するものです。	50～300万円以内	10年以内
リフォームローン・エコ	エコ関連設備の購入・設置資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
リフォームローン「匠」	住宅に関するリフォーム資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内

■各種サービス業務

サービス名	内　　容
為替サービス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キャッシュサービス	当金庫の本支店及び全国の信用金庫、また他の提携金融機関でもキャッシュカードを使って現金のお引出しができます。
ＡＴＭ振込	ＡＴＭからお振込ができます。
自動受取り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自動支払い	電気料、水道料、電話料、ＮＨＫ受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
定額自動送金	毎月定期的な振込先（駐車料、家賃、学費など）を登録していただくことで煩雑な振込事務のお手伝いをします。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。（貸金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
アンサーシステム	お手元の電話やファクシミリ・パソコンで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会及び振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホームバンキング	多機能電話・パソコンによりお客様が残高、振込の照会や当金庫本支店間及び他金融機関宛への振込・振替ができます。
ファームバンキング	専用端末機・パソコンにより総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
インターネットバンキング	お手持ちの携帯電話やパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、定期預金取引、サービス利用中の追加予約申込、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
（法人向け）インターネットバンキング	お手持ちのパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、預金取引、ファイル伝送、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
でんさいネット	手形に代わる新たな決済手段として、株式会社　全銀電子債権ネットワークの電子記録債権「でんさい」の取扱いを開始しました。
デビットカードサービス	全国の加盟店で、お手持ちのキャッシュカードを利用してお支払いいただけるカードサービスです。
びしん通帳アプリ	通帳の発行を行わないで、残高や口座の履歴をスマートフォンで確認できるサービスです。
法人ポータル「びしんケイエール」	資金繰りの管理、インボイス対応、帳簿や書類の保存・電子化など企業の運営にご利用いただけます。

■預金

種類		内容	期間	お預け入れ金額
普通預金	普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	１円以上
	総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金及び定期積金がセットでき、貯める・支払う・借りるの３つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	１円以上
	決済用普通預金	ペイオフ解禁後も、預金保険制度により全額保護される預金です。新規口座開設および現在ご利用中の「普通預金」「総合口座」を決済用普通預金に切換えることもできます。但し、無利息となります。	出し入れ自由	１円以上
	教育資金一括贈与専用普通預金	「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」にもとづき教育資金の一括贈与を受けた教育資金の管理をする口座です。	教育資金の引出し	預入限度1,500万円以内
貯蓄預金		普通預金の便利さに、残高に応じて４段階の適用利率となります。ただし公共料金等の自動支払い、給与・年金等の自動受取りはできません。	出し入れ自由	１円以上
当座預金		会社や商店のお取引に安全便利な小切手をご利用いただく預金で、効率的な資金管理にも最適です。	出し入れ自由	１円以上
通知預金		まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置７日以上	１万円以上
納税準備預金		納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	１円以上
定期預金	大口定期預金	大口資金の運用に適した預金です。	１ヶ月以上５年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	短期貯蓄設計や資金運用に適した預金です。	１ヶ月以上５年以内	500円以上
	変動金利定期預金	お預け入れ日の６ヶ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	１年、２年、３年	500円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む１年複利で、お預け入れ期間に応じた利率が適用され、１年経過後はいつでもお引出しできます。	最長３年	500円以上300万円未満
	定額複利定期預金	個人の方のみご利用いただけ、お預入から６ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由な、半年複利の定期預金です。	最長５年	500円以上1,000万円未満
	年金予約定期	金庫で公的年金の受取予約をしていただいた方に金利を優遇します。	１年	一人500万円まで
	ふくろう定期	金庫で公的年金及び企業年金の受給口座を有する方に金利を優遇します。	１年	1,000万円以内
	退職金専用定期預金	退職金を受け取られた方で当金庫でお取扱いできる地域にお住いまたはお勤めの方（退職日から12か月以内の預け入れに限る）	３ヶ月、１年	100万円以上退職金の範囲内
	相続専用定期預金	相続により取得した資産をお預けいただける個人（相続時から1年以内の預け入れに限る）	３ヶ月	100万円以上相続預金の範囲
	シャルム応援定期	「吉備国際大学シャルム岡山高梁」を応援するための預金です。預入総額に応じて支援金を贈呈します。	１年	年度により最低預入額があります
定期積金	定期積金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	１年、２年、３年、４年、５年	1,000円以上
	スマイルライフ定期積金	一定の長期にわたり大きな目標の金額を積立てることができます。	６年、７年、８年、９年、10年	契約額が100万円コース～1,000万円コース
	寿積金	金庫で公的年金及び企業年金の受給口座を有する方に金利を優遇します。	２年、３年	1万円以上5万円以内で1万円単位
	きっず	契約日時点で中学生以下の子供がいる世帯でご利用できます。	３年、４年、５年	1万円以上10万円以内
	職域サポート積金	「職域サポート契約」を締結した企業の役員・従業員の方がご利用できます。	３年、４年、５年	5千円以上5万円以内
財形預金	財形年金預金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	５年以上	500円以上
	財形住宅預金	毎月の給料からの天引きで、住宅資金を貯める預金です。	５年以上	500円以上
	一般財形預金	毎月の給料からの天引きで、貯蓄目的は自由です。	３年以上	500円以上
譲渡性預金		大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	２週間以上２年以内	5,000万円以上

■証　券

国債、個人向け国債	一般の国債に加え、個人向け国債の募集も取扱っております。
投資信託	投資信託の窓口販売を行っております。

■保　険

生命保険の窓口販売	定額個人年金保険・一時払終身保険・がん保険・医療保険・学資保険の窓口販売を取扱っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・団体傷害保険・債務返済支援保険・海外旅行保険などの損害保険の窓口販売を取扱っております。

■その他の業務のご案内

当金庫は以上の業務のほかに次の業務（サービス）を行っております。

1. 代理業務	住宅金融支援機構をはじめ各種政府関係金融機関等の業務の代理
2. 保証業務	債務の保証
3. 保護預り業務	お客さまの大事な財産（有価証券、貴金属等）の保護預り、貸金庫
4. スポーツ振興くじ払出し業務	スポーツ振興くじ（toto）当せん金の払い戻し（本店営業部・新見営業部）
5. 個人型確定拠出年金の取扱	国民年金基金連合会の取扱う商品の受付
6. 信託の取次	信金中央金庫の取扱う信託の取次
7. 遺言信託・遺産整理	株式会社山田エスクローが取扱っているサービスの取次業務（媒介）
8. iDecoの取扱	東京海上日動火災保険株式会社が取扱っているiDecoの取次

預金・融資・証券・保険・各種サービス・その他業務等の内容につきまして、詳しくは当金庫窓口及び各担当者にお問い合わせ下さい。

■為替手数料

種類			区分	手数料
店頭振込	自店内振込	本人振込（入金）	※但し、普通預金で通帳がない場合は一律220円	無料
		本人以外からの振込	3万円未満	330円
			3万円以上	550円
	ネット入金を含む振込手数料	当金庫本支店	3万円未満	330円
			3万円以上	550円
		他金庫・他行	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
ＡＴＭ ※現金による10万円超のお振込みはできません。		自店内	当金庫キャッシュカード利用	無料
			3万円未満	110円
			3万円以上	330円
		当金庫本支店	当金庫キャッシュカード利用	無料
			3万円未満	220円
			3万円以上	440円
		他金庫・他行	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
自動送金		自店内	一律	110円
		当金庫本支店	3万円未満	110円
			3万円以上	330円
		他金庫・他行	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
給与・賞与振込手数料（※）		当金庫本支店	一律	無料
		他金庫・他行	一律	110円
インターネットバンキング（オンライン取引）		自店内 当金庫本支店	3万円未満	無料
			3万円以上	
		他金庫・他行	3万円未満	275円
			3万円以上	275円
インターネットバンキング（データ伝送）、ファームバンキング、ホームバンキング		自店内 当金庫本支店	3万円未満	無料
			3万円以上	
		他金庫・他行	3万円未満	275円
			3万円以上	275円

※ 持込区分は紙媒体、記録媒体による持込方式およびインターネットバンキング等による伝送方式のすべてとなります。

種類		区分	手数料
代金取立	電子手形交換所	割引・担保・取立手形	440円
		小切手	
	個別取立	郵送による取立（※1）	880円
	送金小切手	普通扱い	660円
その他		不渡手形返却料	660円
		取立手形組戻料	660円
		振込・送金の組戻料	660円
		取立手形店頭呈示料	660円
		税金等の取次手数料（※2）	納付書1枚につき660円

※1 クーポン券の取立、預金通帳・証書等の取立、電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手の取立など、郵送により取立手続きをするものが該当します。
※2 当金庫が取扱窓口となっていない税金・公共料金等の納付をお取次ぎする場合の手数料（当金庫と収納代理店契約を締結していない地方公共団体の税金、料金等であっても地方税統一ＱＲコード納付書は無料）（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■事務手数料

種類			手数料
手形・小切手	小切手帳（50枚綴り）	1冊	2,200円
	約束手形帳（50枚綴り）	1冊	2,200円
	為替手形帳（25枚綴り）	1冊	550円
	マル専手形紙交付料	1枚	550円
	マル専手形事務取扱手数料（割賦販売）	1通	3,300円
署名鑑印刷サービス登録手数料（変更含む）		1回	5,500円
自己宛小切手		1枚	550円
ＩＣキャッシュカード		1件	880円
残高証明書	当金庫所定帳票（※同一日付、顧客ごと）	1通	550円
	当金庫所定帳票以外（※同一日付、顧客ごと）	1通	2,200円
	監査法人向け（※同一日付、顧客ごと）	1通	3,300円
取引履歴照会 ※2001年4月以降の取引履歴が対象です	基本手数料		1,100円
	照会期間15年以下（10枚超1枚あたり）		110円
	照会期間15年超（1ヶ月あたり）		110円
各種委任状再発行手数料	不動産担保・ABL関係委任状		5,500円
個人情報開示	開示請求	1枚	1,100円
	開示請求に係る送料（送付の場合）		依頼人実費負担
キャッシュカード（ＩＣ・ＭＣ） ※紛失・盗難時のみ徴求		1件	1,100円
通帳・証書		1件	1,100円

郵送事務手数料	相続関係		2,640円
	相続関係以外※	簡易書留郵便での郵送	1,650円
		普通郵便での郵送	550円
大量伝票持込手数料（※1）	5枚以下		無料
	6枚～10枚		1,100円
	11枚～20枚		2,200円
	以降10枚加算毎		1,100円
特殊口座開設手数料	1.破産管財人名義 2.相続財産管理人名義 3.成年後見人名義	1．新規に開設する破産管財人名義の口座 ※個人・法人を問いません 2．新規に開設する相続財産管理人、相続財産清算名義人、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産整理受任者の口座 ※上記以外にも、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座を含みます ※既存の口座を名義変更する場合も含みます	11,000円

※1 対象となるお取引の伝票は、流動性預金の入金伝票・出金伝票となります。
※1 持込伝票の枚数に応じて上記手数料を頂戴いたしますが、1日のうちに複数回に分けてのお取引であった場合でも、1日の合計枚数に対して手数料が計算されます。
※1 一度の持ち込みで複数名義の伝票が混在している場合であっても、伝票枚数は合算させていただきます。
※1 得意先訪問など店舗窓口以外で伝票を受け付ける場合でも同一の手数料をいただきます。
（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■両替・金種指定払・硬貨取扱手数料

種類	紙幣・硬貨合計枚数	手数料
両替（窓口）・金種指定払	10枚以下	1日1回目無料 2回目以降1回につき330円
	11枚～500枚	330円
	501枚～1,000枚	660円
	1,001枚以上	500枚ごとに330円加算
	※合計枚数は、お持込み枚数、またはお受取り枚数のいずれか多い方となります。 ※金種指定支払の取扱枚数は「払戻枚数から1万円札の枚数を除いた枚数」となります。 ※同一金種の新札への両替および新札を指定した払出も対象となります。ただし、個人（個人事業主を除く）のお客さまについては、50枚まで無料となります。	
両替（両替機） （1回の上限枚数1500枚）	1枚～500枚	200円
	501枚～1,000枚	300円
	1,001枚～1,500枚	400円
	※当金庫キャッシュカードをお持ちの方は1日1回50枚以下の両替は無料です。	
硬貨取扱（入金等）（※1）	100枚以下	無料
	101枚～500枚	330円
	501枚～1,000枚	660円
	1,001枚以上	500枚ごとに330円加算
	※個人（個人事業主を除く）のお客さまについては、普通預金の窓口でのお取扱いに限り1,000枚まで無料となります。	
機械で計算できない硬貨の入金および両替（※2）	50枚以下	550円
	51枚～200枚	1,100円
	201枚以上	100枚ごとに550円加算
	※機械での計数が可能な硬貨・火災等災害による損貨の場合を除きます。 ※当金庫職員によります集金扱いは、上記手数料に1,100円加算されます。	

※1・2：金種の算定に対する手数料となりますので、算定後にお手続きを取りやめる場合も手数料が必要となります。
※1　：入金取扱枚数は、口座や伝票を分割して入金された場合でも、顧客ごとに合算した枚数となります。
※1　：振込・納税・各種支払等を硬貨で行う場合も手数料が必要となります。
※2　：お取扱い枚数が10枚以下の記念硬貨については、お一人様1日1回までは無料となります。
（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■融資事務手数料

種類			手数料
新型住宅ローンへの変更			5,500円
不動産担保調査事務	住宅ローン	融資額1,000万円以下	38,500円
		融資額1,000万円超	55,000円
	事業性・非事業性	設定額2,000万円以下	16,500円
		設定額2,000万円超	27,500円
	変更登記に係るもの （追加設定・極度変更・担保差替・担保譲渡・担保一部抹消） ※新規設定と追加設定・極度設定・順位変更・担保差替・担保譲渡等を同時に行う場合は、新規設定手数料のみ申し受けます。また、当初より建物建築を予定しており、後日追加担保として差し入れることが条件となっている場合は追加設定手数料は必要ありません。		11,000円
	（根）抵当権抹消手数料 ※但し、平成24年4月2日以降に設定されたもののみ適用します。		5,500円
ＡＢＬ等設定	動産譲渡担保権設定、債権譲渡担保権設定登記等に係る事務手数料 ※動産譲渡担保権設定登記、債権譲渡担保権設定登記を同時に行う場合には1件とみなします。 ※法人で不動産担保設定を行う場合には、不動産担保調査事務手数料と合わせてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。 ※個人の方も、物件調査手数料としてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。		22,000円
	延長登記		11,000円
	抹消（一部および全部）		5,500円
融資繰上げ返済	住宅ローン （無担保住宅ローンを含む） （内入金額又は繰上償還金額に応じ手数料を徴求）	100万円未満	11,000円
		500万円未満	33,000円
		500万円以上	55,000円
		「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸付日（平成29年２月１日以降）より10年以内の繰上げ返済の場合	元金×弁済時約定金利
	事業性資金 （アパートローン含む）	一部繰上げ	11,000円
		全額繰上げ、償還実績10年以下	33,000円
		全額繰上げ、償還実績10年超	無料
		「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸付日（平成29年２月１日以降）より５年以内の繰上げ返済の場合	元金×弁済時約定金利×残融資期間÷2
融資条件変更	（個人ローン除く） ・借入期間・返済日・返済額等の変更 ・金融円滑化に係る条件変更は、複数の同時申込でも1件とみなす。		11,000円
	（個人ローン） ・借入期間・返済日・返済額等の変更および繰上げ返済を含む		5,500円
全国保証（株）住宅ローン			55,000円
債務保証書発行（発行の都度）			1,100円
融資証明書			11,000円
融資債務引受手数料			11,000円
保証人変更手数料		保証人の追加・免除・交代（１件あたり）	11,000円

※全国保証付保住宅ローンの場合は、不動産担保調査事務手数料は不要です。
※全額繰上完済及び担保抹消を行う場合には、それぞれの手数料が必要です。
※当金庫条件による一部内入及び全額繰上返済については手数料は不要です。
※「期限前返済に関する特約書」徴求先で定めた期間経過後に期限前返済する場合には、通常の「融資繰上返済手数料」が必要です。
（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■その他手数料

種類	区分		手数料
貸金庫使用料（年間）	本店（総務部）	Ｂ６	16,500円
		Ｂ９	11,000円
		Ｂ12	7,700円
	新見営業部		5,500円
	大佐支店		11,000円
摘要入力サービス手数料		伝票1枚あたり	55円
未利用口座管理手数料			1,320円
媒体持込手数料（月額）(※)	紙帳票・記録媒体持込方式による口座振替・総合振込・給与振込		2,200円
口座開設手数料	法人格のない団体等として新規に口座開設を行う場合の手数料		5,500円
	教育資金一括贈与預金		110,000円
口座振替手数料（口座振替依頼企業の振替請求1件あたり）		一般	220円
		学校関係	110円
口座振替停止手数料			１件あたり220円
国債保護預り手数料　（年間）			1,320円
個人向け国債保護預り手数料　（年間）			無料
ＡＮＳＥＲ基本料（月額）	入出金明細通知		1,100円
ホームバンキング基本料（月額）			1,100円
ファームバンキング基本料（月額）	ＶＡＬＵＸ回線使用		5,500円
インターネットバンキング基本料（月額）	個人		無料
	法人	オンライン取引のみ	1,100円
		データ伝送取引	3,300円
法人ポータル「ケイエール」基本料	Ａプラン	基本機能のみ	1,100円
	Ｂプラン	口座連携利用（共有あり）	2,200円
	Ｃプラン	口座連携利用（共有なし）	3,300円
夜間金庫利用料（月額）			2,200円
現金お届け手数料（1回あたり）※			1,100円
		金種指定あり ※金種指定手数料含む	2,200円

※１ヵ月に複数回のご利用の場合や、１度もご利用にならなかった場合も手数料は同額です。
※単票伝票５枚以上で振込を依頼される場合には、振込手数料とは別途「紙媒体取扱手数料」として2,200円頂戴します。
※口座振替に関する1件毎の口座振替手数料は別途頂戴します。
※総合振込に関する1件毎の振込手数料は別途頂戴します。
※給与振込に関し、他金庫・他行振込は所定の振込手数料を別途頂戴します。
※現金お届けは、各種払戻請求書に基づく現金出金、小切手出金、両替金等とします。また、金種指定には新札指定を含みます。
（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■でんさい手数料

種類	区分		手数料
でんさいネット （電子記録債権）	ＰＣ利用	発生記録（債務者請求方式）	330円
		発生記録（債権者請求方式）	330円
		譲渡記録・分割譲渡記録	330円
		開示（通常開示）	無料
		変更記録・支払等記録	330円
	窓口（書面）	発生記録（債務者請求方式）	5,500円
		発生記録（債権者請求方式）	5,500円
		譲渡記録・分割譲渡記録	5,500円
		開示（通常開示）	330円
		開示（特例開示）	4,400円
		変更記録	2,200円
		支払等記録	330円
		支払不能情報照会	4,400円
		譲渡記録・分割譲渡記録	4,400円

（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

当　金　庫　の　歩　み

昭和６年11月２日	有限責任高梁信用組合を創立
昭和20年５月22日	高梁信用組合、第一回通常総代会を開催（第１期）
昭和27年３月	信用金庫法により高梁信用金庫に組織変更
昭和27年５月	備北信用金庫に改称
昭和28年５月	成羽出張所開設（川上郡成羽町大字下原809番地）
昭和31年８月	成羽出張所、支店昇格、店舗新築移転（川上郡成羽町大字下原790番地の１）
昭和32年８月	駅前出張所開設（高梁市栄町1344番地）
昭和40年２月	賀陽出張所開設（上房郡賀陽町竹荘491番地）
昭和46年５月	駅前出張所移転（高梁市栄町1942番地の１）
昭和49年６月	賀陽出張所、支店昇格
昭和51年11月	本店新築移転（高梁市正宗町1964番地の１）
昭和51年11月	駅前出張所廃止、旧本店、下町支店として発足
昭和53年２月	成羽支店新築移転（川上郡成羽町大字下原963番地の２）
昭和53年７月	預金量100億円達成
昭和55年５月	北房支店開設（上房郡北房町上水田2998番地の３）
昭和57年９月	賀陽支店新築移転（上房郡賀陽町竹荘486番地の２）
昭和59年７月	預金量200億円達成
昭和59年11月	下町支店新築
昭和60年11月	落合支店開設（高梁市落合町阿部1282番地の３）
平成元年６月	預金量300億円達成
平成６年４月	預金量400億円達成
平成７年３月	経営体質の強化・効率化を目指すべく、３月17日に新見信用金庫と合併調印を行う
平成７年10月	新見信用金庫と合併し、10月16日より新生「備北信用金庫」（預金量659億円）としてスタートする。（営業地域は新見市、阿哲郡、真庭郡、鳥取県日野郡日野町・日南町に拡大し、10店舗となる）
平成８年７月	預金量700億円達成
平成８年11月	正田支店新築移転（新見市正田257番地の11）
平成10年９月	中央支店新築
平成12年２月	びしん事務センター新築
平成14年３月	金庫創立50周年記念式典開催
平成14年10月	岡山県統一手形交換スタート
平成14年12月	預金量800億円達成
平成18年４月	投資信託販売開始
平成18年10月	預金量900億円達成
平成21年４月	預金量1,000億円達成
平成25年５月	預金量1,100億円達成
平成26年７月	営業エリアに総社市全域を追加
平成29年７月	営業エリアを岡山県全域に拡大（鳥取県日野郡日野町・日南町を含む）
令和元年６月	預金量1,200億円達成
令和３年６月	預金量1,300億円達成
令和６年９月	下町支店を本店営業部の店舗内店舗化へ移転
令和７年８月	大佐支店で昼休業導入
令和７年９月	中央支店を新見営業部の店舗内店舗化へ移転

びしん１年間の歩み（令和７年度）

４月	・「吉備国際大学シャルム岡山高梁」備北信用金庫スポンサーマッチデー ・第63回岡山県信用金庫野球大会が倉敷マスカットスタジアムで開催 ・高梁市社会福祉協議会へ福祉車両「びしん福祉号」寄贈 ・むつみ会旅行「こんぴら歌舞伎」
５月	・新見営業部リニューアルオープン ・新見備北信交会旅行「神戸クルーズ」 ・びしん経営者クラブ総会 ・寿会旅行「伊勢神宮」
６月	・「信用金庫の日」のボランティア実施（各営業店で清掃活動等を実施） ・「信用金庫の日」各営業店で絵画展などのイベントを開催、来店者には記念品を贈呈 ・第37回理事長杯ゲートボール大会を開催（高梁浄化センター） ・第80期通常総代会を開催 ・備北信交会旅行「高知方面」
７月	・新見営業部が「環境おかやま大賞」受賞 ・第100回記念しんきん悠々会囲碁大会 ・びしん経営者クラブセミナー ・第４回備北信用金庫杯学童軟式野球大会を開催（新見ピオーネ球場） ・「吉備国際大学シャルム岡山高梁」へチーム強化支援金を贈呈 ・「備中たかはし松山踊り」うちわ感謝状授与式及び贈呈式
８月	・大佐支店で昼休業導入 ・「新見ふるさと祭り」団体連参加 ・「備中たかはし松山踊り」団体連参加
９月	・中央支店が新見営業部の店舗内店舗へ移転
10月	・第14回理事長杯ゴルフコンペ（北房カントリー倶楽部）
11月	・介護予防のための運動法セミナー開催 ・地区総代協議会を開催 ・第19回岡山県しんきん合同ビジネス交流会を開催（コンベックス岡山） ・備中松山城の清掃ボランティア活動を実施
１月	・終活セミナー開催
２月	・第36回岡山県ロールプレイング大会 ・相続セミナー開催 ・特殊詐欺等の被害防止に関する協定締結式（岡山県警察本部庁舎）
３月	・地区内の新入学児童に対し学用品をプレゼント

■貸借対照表

（単位：千円）

（資産の部）	80期（2025年3月31日）	81期（2026年3月31日）
現金	**1,045,855**	**886,089**
預け金	**50,184,876**	**45,989,207**
買入金銭債権	**4,082,995**	**4,044,465**
金銭の信託	**10**	**10**
有価証券	**30,829,526**	**30,718,024**
国債	505,275	504,747
地方債	8,103,934	7,590,502
社債	17,513,976	17,931,436
株式	608,060	587,827
その他の証券	4,098,279	4,103,510
貸出金	**47,491,767**	**48,935,966**
割引手形	75,700	52,266
手形貸付	2,151,160	2,216,861
証書貸付	42,663,720	44,281,117
当座貸越	2,601,185	2,385,721
その他資産	**905,458**	**967,364**
未決済為替貸	16,251	9,841
信金中金出資金	701,200	701,200
前払費用	69	50
未収収益	185,016	254,728
その他の資産	2,921	1,544
有形固定資産	**901,642**	**933,543**
建物	157,593	184,427
土地	636,510	636,510
リース資産	34,088	22,906
その他の有形固定資産	73,450	89,699
無形固定資産	**3,089**	**3,867**
ソフトウェア	906	1,825
その他の無形固定資産	2,182	2,041
繰延税金資産	**405,994**	**550,104**
前払年金費用	**31,715**	**36,561**
債務保証見返	**220,147**	**219,482**
貸倒引当金	**△631,776**	**△700,434**
（うち個別貸倒引当金）	△535,724	△587,269
資産の部合計	**135,471,303**	**132,584,252**

吹屋ふるさと村

（単位：千円）

（負債の部）	80期（2025年3月31日）	81期（2026年3月31日）
預金積金	**125,148,505**	**122,363,316**
当座預金	1,968,523	1,997,344
普通預金	51,936,050	52,316,665
貯蓄預金	18,453	4,068
通知預金	73,010	40,010
定期預金	63,842,220	61,024,139
定期積金	6,675,485	6,341,817
その他の預金	634,761	639,269
借用金	**259,500**	**241,000**
借入金	259,500	241,000
その他負債	**222,733**	**305,874**
未決済為替借	17,951	20,378
未払費用	35,552	95,939
給付補填備金	3,410	6,253
未払法人税等	40,950	67,620
前受収益	6,144	7,471
払戻未済金	10	120
職員預り金	48,103	47,768
リース債務	36,979	25,078
その他の負債	33,631	35,243
賞与引当金	**30,935**	**29,872**
役員退職慰労引当金	**70,657**	**78,958**
債務保証	**220,147**	**219,482**
負債の部合計	**125,952,480**	**123,238,503**

（純資産の部）	80期（2025年3月31日）	81期（2026年3月31日）
出資金	**330,693**	**330,583**
普通出資金	330,693	330,583
利益剰余金	**9,736,023**	**9,866,229**
利益準備金	331,911	331,911
その他利益剰余金	9,404,111	9,534,317
特別積立金	9,050,000	9,170,000
（体質強化積立金）	(2,010,000)	(2,030,000)
（機械化対応積立金）	(20,000)	(20,000)
当期未処分剰余金	354,111	364,317
会員勘定合計	**10,066,716**	**10,196,812**
その他有価証券評価差額金	△547,893	△851,063
評価・換算差額等合計	**△547,893**	**△851,063**
純資産の部合計	**9,518,822**	**9,345,749**
負債及び純資産の部合計	**135,471,303**	**132,584,252**

〔貸借対照表の注記〕

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記２．と同じ方法により行っております。
４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　31年～39年
その他の有形固定資産　３年～20年
５．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
７．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和４年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権は除く）に相当する債権については、今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
８．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
９．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額を前払年金費用に計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和７年３月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和７年３月31日現在）
0.0831％
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12．会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　700百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７．に記載しております。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により重要な影響を受けている特定の貸出先については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率によって、貸倒引当金を計上しております。
13．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額172百万円
14．有形固定資産の減価償却累計額1,628百万円
15．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」の中の未収利息であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	355百万円
危険債権額	873百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	5百万円
合計額	1,234百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
16．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は52百万円であります。
17．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	1,199百万円
預け金	6,510百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,694百万円
借用金	241百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。
18．出資１口当たりの純資産額1,413円52銭
19．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、主に満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースでALM委員会に報告しております。
（ii）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
（iii）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第８号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00％上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、2,906百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代

わる金額を含めて開示しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）預け金	45,989	46,865	876
（２）買入金銭債権	4,044	3,000	△ 1,044
（３）有価証券			
満期保有目的の債券	14,467	12,520	△ 1,947
その他有価証券	16,041	16,041	－
（４）貸出金（*１）	48,935		
貸倒引当金（*２）	△ 700		
	48,235	45,917	△ 2,318
金融資産計	128,778	124,344	△ 4,433
（１）預金積金	122,363	122,371	8
（２）借用金	241	244	3
金融負債計	122,604	122,616	11

（*１）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

（３）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については21. から23. に記載しております。

（４）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（２）借用金

借用金は、固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（* １）	208
信金中金出資金（* １）	701
その他の出資金（* １）	1
組合出資金（* ２）	3
合計	913

（*１）非上場株式、信金中金出資金及びその他の出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預け金（*１）	29,810	2,000	7,000	3,000
買入金銭債権	37	6	－	4,000
有価証券				
満期保有目的の債券	433	6,542	1,556	5,934
その他有価証券のうち満期があるもの	1,825	2,756	7,916	3,092
貸出金（*２）	6,256	14,157	9,679	16,095
合計	38,363	25,464	26,152	32,123

（*１）預け金のうち、満期のないものは含めておりません。

（*２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金積金（*）	110,832	11,311	180	38
借用金	18	222	－	－
合計	110,850	11,533	180	38

（*）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めております。

21. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、23. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	700	704	4
	小計	700	704	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	504	457	△ 47
	地方債	3,831	3,022	△ 809
	社債	7,932	7,072	△ 859
	その他	1,499	1,263	△ 235
	小計	13,767	11,815	△ 1,952
合計		14,467	12,520	△ 1,947

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	371	71	300
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	7	7	0
	小計	379	78	300
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7	9	△ 1
	債券	13,757	15,173	△ 1,415
	国債	－	－	－
	地方債	3,758	4,179	△ 421
	社債	9,999	10,993	△ 994
	その他	1,896	1,973	△ 77
	小計	15,662	17,156	△ 1,494
合計		16,041	17,235	△ 1,193

22. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	22	7	－
債券	294	－	5
社債	294	－	5
その他	－	－	－
合計	317	7	5

23. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末の時価の下落率が簿価の50%以上である場合、または、時価の下落率が30%以上50%未満かつ対象会社の信用リスクに係る評価基準に該当する場合であります。

24. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,173百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,984百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	166百万円
減価償却限度超過額	9百万円
賞与引当金	8百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
その他有価証券評価差額金	342百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	579百万円
評価性引当額	△19百万円
繰延税金資産合計	560百万円

繰延税金負債

前払年金費用	10百万円
繰延税金負債合計	10百万円
繰延税金資産の純額	550百万円

■損益計算書

（単位：千円）

科目	80期（2024年4月1日～2025年3月31日）	81期（2025年4月1日～2026年3月31日）
経常収益	**1,388,297**	**1,535,929**
資金運用収益	1,202,112	1,355,611
貸出金利息	688,416	702,928
預け金利息	186,978	329,966
有価証券利息配当金	297,751	291,314
その他の受入利息	28,966	31,401
役務取引等収益	164,412	162,144
受入為替手数料	37,726	40,634
その他の役務取引等収益	126,686	121,510
その他業務収益	10,691	10,895
国債等債券償還益	18	—
その他の業務収益	10,673	10,895
その他経常収益	11,079	7,279
株式等売却益	9,740	7,234
その他の経常収益	1,338	44
経常費用	**1,204,256**	**1,342,495**
資金調達費用	71,075	198,919
預金利息	63,055	188,534
給付補填備金繰入額	2,282	5,060
譲渡性預金利息	60	—
借用金利息	5,425	5,072
その他の支払利息	252	251
役務取引等費用	100,892	99,716
支払為替手数料	15,215	16,616
その他の役務取引等費用	85,677	83,099
その他業務費用	30,028	22,695
国債等債券売却損	7,638	5,706
国債等債券償還損	11,485	—
その他の業務費用	10,904	16,989
経費	927,146	920,549
人件費	603,927	598,307
物件費	301,045	299,424
税金	22,173	22,817
その他経常費用	75,113	100,615
貸倒引当金繰入額	74,731	100,381
その他の経常費用	381	233
経常利益	**184,040**	**193,434**

【損益計算書の注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資１口当たり当期純利益金額 21円19銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しています。

（単位：千円）

科目	80期（2024年4月1日～2025年3月31日）	81期（2025年4月1日～2026年3月31日）
特別損失	**925**	**1,254**
固定資産処分損	925	1,254
税引前当期純利益	**183,115**	**192,179**
法人税、住民税及び事業税	42,807	70,776
法人税等調整額	2,648	△18,724
法人税等合計	**45,456**	**52,052**
当期純利益	**137,659**	**140,126**
繰越金（当期首残高）	**216,452**	**224,191**
当期末処分剰余金	**354,111**	**364,317**

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	80期（2024年4月1日～2025年3月31日）	81期（2025年4月1日～2026年3月31日）
当期末処分剰余金	**354,111**	**364,317**
これを下記のように処分致しました。		
剰余金処分額	**129,920**	**159,917**
普通出資に対する配当金	9,920	9,917
特別積立金	120,000	150,000
繰越金（当期末残高）	**224,191**	**204,400**

財務諸表の適正性

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月19日

備北信用金庫

理事長　岡田　誠治

会計監査人による監査

当金庫の2025年度の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、2026年５月22日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

■主要な経営指標

最近５年間の主要な経営指標の推移

（単位：利益は千円、残高は百万円）

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利益	経常収益	1,312,028	1,308,946	1,377,722	1,388,297	1,535,929
	経常利益	266,771	168,164	265,472	184,040	193,434
	当期純利益	195,927	122,358	189,064	137,659	140,126
残高	出資総額	330	330	330	330	330
	出資総口数（口）	6,613,373	6,613,773	6,613,973	6,613,873	6,611,673
	純資産額	10,056	9,654	9,811	9,518	9,345
	総資産額	136,808	136,397	136,560	135,471	132,584
	預金積金残高	124,797	125,937	125,883	125,148	122,363
	貸出金残高	47,828	47,823	47,899	47,491	48,935
	有価証券残高	32,481	32,833	32,243	30,829	30,718
単体自己資本比率（%）		16.87%	16.97%	17.72%	19.40%	20.06%
出資に対する配当金（出資１口当たり、単位：円）		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数（人）		11	12	12	12	10
	（うち常勤役員数）（人）	6	6	6	6	5
職員数（人）		83	83	83	78	78
会員数（人）		7,807	7,733	7,658	7,566	7,474

（注）単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条２の規定に基づく財務省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

（単位：千円、%）

		2024年度	2025年度
資金運用収支		1,131,037	1,156,691
	資金運用収益	1,202,112	1,355,611
	資金調達費用	71,705	198,919
役務取引等収支		63,520	62,427
	役務取引等収益	164,412	162,144
	役務取引等費用	100,892	99,716
その他の業務収支		△19,336	△11,799
	その他業務収益	10,691	10,895
	その他業務費用	30,028	22,695
業務粗利益		1,175,221	1,207,320
業務粗利益率		0.86%	0.90%

（注）１．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（2024年度 0千円、2025年度 0千円）を控除して表示しております。

２．業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$×100

業務純益

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
業務純益	248,274	278,357
実質業務純益	256,910	295,470
コア業務純益	276,015	301,176
コア業務純益（投資信託解約益を除く）	276,015	301,176

（注）１．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
２．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
３．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円、%）

		平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定		136,270	134,127	1,202,112	1,355,611	0.88	1.01
	うち貸出金	46,815	47,435	688,416	702,928	1.47	1.48
	うち預け金	52,096	50,832	186,978	329,966	0.35	0.64
	うち買入金銭債権	4,102	4,061	16,008	15,764	0.39	0.38
	うち有価証券	32,554	31,096	297,751	291,314	0.91	0.93
資金調達勘定		128,008	125,410	71,075	198,919	0.05	0.15
	うち預金積金	127,629	125,105	65,337	193,595	0.05	0.15
	うち譲渡性預金	54	—	60	—	0.10	—
	うち借用金	273	254	5,425	5,072	1.98	1.99

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2024年度 -百万円、2025年度 -百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2024年度 0百万円、2025年度 0百万円）及び利息（2024年度 0千円、2025年度 0千円）をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

（単位：%）

	2024年度	2025年度
資金運用利回	0.88	1.01
資金調達原価率	0.77	0.88
総資金利鞘	0.11	0.13

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.13	0.14
総資産当期純利益率	0.09	0.10

（注）
総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$×100

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△6,558	79,441	72,883	△18,577	172,076	153,499
うち貸出金	△6,945	△8,225	△15,170	9,158	5,355	14,512
うち預け金	△407	85,013	84,606	△4,644	147,633	142,988
うち買入金銭債権	△168	△128	△296	△158	△86	△244
うち有価証券	△2,331	6,055	3,724	△13,544	7,107	△6,437
支払利息	△157	43,756	43,599	△1,471	129,315	127,844
うち預金積金	△129	44,073	43,944	△1,317	129,576	128,259
うち譲渡性預金	60	0	60	△60	0	△60
うち借用金	△368	△47	△415	△368	15	△353

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

■預金に関する指標

預金積金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
流動性預金	56,062	54,963
うち有利息預金	42,527	42,373
定期性預金	71,249	69,832
うち固定金利定期預金	64,686	63,550
うち変動金利定期預金	4	4
その他	318	309
計	127,629	125,105
譲渡性預金	54	—
合計	**127,684**	**125,105**

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金
・固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
・変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
定期預金	63,842	61,024
固定金利定期預金	63,837	61,020
変動金利定期預金	4	4
その他	—	—

■貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
手形貸付	1,495	1,383
証書貸付	42,789	43,654
当座貸越	2,417	2,336
割引手形	114	60
合計	**46,815**	**47,435**

貸出金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金	47,491	48,935
うち固定金利	24,156	25,045
うち変動金利	23,334	23,890

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	20,205	42.54%	20,102	41.07%
運転資金	27,286	57.45%	28,833	58.92%
合計	**47,491**	**100.00%**	**48,935**	**100.00%**

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	867	807
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	6,837	6,172
その他	—	—
計	7,705	6,979
信用保証協会・信用保険	6,370	6,171
保証	2,834	2,611
信用	30,582	33,173
合計	**47,491**	**48,935**

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	13	17
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	13	17
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	206	202
合計	**220**	**219**

預貸率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
期末預貸率	37.94%	39.99%
期中平均預貸率	36.68%	37.91%

（注）預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{（預金積金＋譲渡性預金）}}\times 100$

（注）預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

貸出金償却

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金償却	—	—

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況のページに記載しております。

貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	52	1,673	3.52%	48	1,611	3.29%
農業、林業	15	148	0.31%	13	139	0.28%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	91	2,121	4.46%	85	2,172	4.43%
電気・ガス・熱供給・水道業	20	1,942	4.08%	18	1,749	3.57%
情報通信業	4	819	1.72%	3	746	1.52%
運輸業、郵便業	17	807	1.69%	18	717	1.46%
卸売業、小売業	108	2,433	5.12%	101	2,324	4.74%
金融業、保険業	12	10,220	21.51%	12	10,206	20.85%
不動産業	26	1,996	4.20%	27	1,949	3.98%
物品賃貸業	2	43	0.09%	2	34	0.06%
学術研究、専門・技術サービス業	2	27	0.05%	1	22	0.04%
宿泊業	2	285	0.60%	2	274	0.55%
飲食業	30	291	0.61%	29	238	0.48%
生活関連サービス業、娯楽業	24	821	1.72%	23	773	1.57%
教育、学習支援業	1	338	0.71%	2	310	0.63%
医療・福祉	22	1,379	2.90%	24	1,364	2.78%
その他のサービス	63	907	1.90%	63	760	1.55%
地方公共団体	5	9,623	20.26%	5	12,544	25.63%
個人	2,997	11,610	24.44%	2,882	10,992	22.46%
合計	**3,493**	**47,491**	**100.00%**	**3,358**	**48,935**	**100.00%**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別残高

2024年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	505	—	—	505
地方債	314	991	791	291	3,721	1,993	—	8,103
社債	645	1,357	2,329	2,831	3,530	6,819	—	17,513
株式	—	—	—	—	—	—	608	608
外国証券	—	1,679	791	98	559	900	—	4,029
投資信託	—	—	—	50	—	—	13	64
その他の証券	—	4	—	—	—	—	—	4

2025年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	504	—	—	504
地方債	338	887	687	723	3,114	1,839	—	7,590
社債	620	3,063	3,374	2,893	1,691	6,287	—	17,931
株式	—	—	—	—	—	—	587	587
外国証券	1,297	887	399	173	372	900	—	4,029
投資信託	—	—	29	26	—	—	15	70
その他の証券	3	—	—	—	—	—	—	3

有価証券の種類別の期末残高・平均残高

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	505	505	504	505
地方債	8,103	8,007	7,590	8,100
短期社債	—	—	—	—
社債	17,513	19,462	17,931	18,016
株式	608	299	587	292
外国証券	4,029	4,132	4,029	4,100
投資信託	64	140	70	76
その他の証券	4	5	3	3
合計	**30,829**	**32,554**	**30,718**	**31,096**

預証率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
期末預証率	24.63%	25.10%
期中平均預証率	25.50%	24.85%

（注）預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{（預金積金＋譲渡性預金）}}$×100

雲海（弥高山）

■有価証券

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	799	804	4	—	—	—
	社債	1,709	1,718	8	—	—	—
	その他	700	705	5	700	704	4
	小　計	**3,209**	**3,228**	**18**	**700**	**704**	**4**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	505	486	△18	504	457	△47
	地方債	3,335	2,809	△525	3,831	3,022	△809
	社債	4,868	4,285	△582	7,932	7,072	△859
	その他	1,498	1,335	△163	1,499	1,263	△235
	小　計	**10,207**	**8,916**	**△1,290**	**13,767**	**11,815**	**△1,952**
合　計		**13,417**	**12,145**	**△1,271**	**14,467**	**12,520**	**△1,947**

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	208	208
組合出資金	4	3
信金中金出資金	701	701
その他の出資金	1	1
合　計	914	913

その他有価証券

（単位：百万円）

		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	391	86	305	371	71	300
	債券	500	500	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	500	500	0	—	—	—
	その他	—	—	—	7	7	0
	小　計	**892**	**586**	**305**	**379**	**78**	**300**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7	9	△1	7	9	△1
	債券	14,404	15,390	△986	13,757	15,173	△1,415
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,968	4,197	△228	3,758	4,179	△421
	社債	10,435	11,193	△758	9,999	10,993	△994
	その他	1,895	1,978	△82	1,896	1,973	△77
	小　計	**16,307**	**17,378**	**△1,070**	**15,662**	**17,156**	**△1,494**
合　計		**17,199**	**17,964**	**△765**	**16,041**	**17,235**	**△1,193**

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■金銭の信託

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

（単位：百万円）

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区　　分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	450	355
危険債権	842	873
要管理債権	5	5
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	5	5
小計（A）	**1,297**	**1,234**
保　全　額（B）	1,297	1,234
個別貸倒引当金（C）	535	587
一般貸倒引当金（D）	0	0
担保・保証等（E）	761	646
保全率　（B）／（A）（%）	100%	100%
引当率（（C）＋（D））／（（A）－（E））（%）	100%	100%
正常債権（F）	**46,450**	**47,964**
総与信残高（A）＋（F）	**47,748**	**49,199**

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「個別貸倒引当金」（C）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7．「一般貸倒引当金」（D）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8．「担保・保証等」（E）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9．「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■報酬体系について

１．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

ａ．決定方法　ｂ．支払手段　ｃ．決定時期と支払時期

⑵令和７年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	79

（注）1．対象役員に該当する理事は５名、監事は１名です。（期中に退任した者を含む）。
2．左記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「賞与」８百万円、「退職慰労金」８百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

⑶その他

「信用金庫法施行規則第132条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日付金融庁告示第22号）第２条第１項第３号及び第６号に該当する事項はありませんでした。

２．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」は、令和７年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．令和７年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について
～定性的な開示事項～

1．自己資本調達手段の概要
当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等より構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	備北信用金庫
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	330百万円
償還期限	―
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約がある場合は、その概要	―

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、コア資本に係る基礎項目では地域からのお客さまからお預かりしている出資金（普通出資金）が該当します。

※コア資本に係る基礎項目とは、普通出資金、利益準備金、剰余金、一般貸倒引当金等のことです。

※コア資本に係る調整項目とは、無形固定資産、繰延税金資産、前払年金費用等、コア資本に係る基礎項目から控除する項目です。（当金庫では、新基準による経過措置を適用しております。）

2．自己資本充実度に関する評価方法の概要
当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の４％を大きく上回っており経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3．信用リスクに関する項目
⑴リスク管理の方針及び手続の概要
信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少又は消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施し、債務者区分別や業種別・与信集中によるリスクの抑制のため大口先の与信管理など様々な角度から分析を行っております。一連の信用リスク管理の状況については、融資審査部で検討を行うとともに、常勤理事会においても協議検討を行い、経営陣に対する報告・協議する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「貸出金の償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額等にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率等を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先につきましては、優良担保等を除いた未保全額のうち必要額等又は全額を計上しております。計算された結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。

・法人向け・金融機関向けエクスポージャー　４社の格付会社

※エクスポージャーとはリスクにさらされている資産を指し、貸出金等の与信資産や有価証券等の投資資産などが該当します。

4．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、岡山県信用保証協会があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の基本方針及び手続きの概要
当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項
当金庫は、証券化取引を行っておりません。

7．オペレーショナル・リスクに関する項目
⑴リスク管理の方針及び手続の概要
当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、統合的リスク管理委員会やリスク管理委員会等の各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

⑵オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。

8．出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政府投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてはＡＬＭ委員会等に定期的に諮り、投資継続の是非等を

協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況についても、定期的なモニタリングを実施するとともに、ＡＬＭ委員会等に定期的に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

９．銀行勘定における金利リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

Ａ．リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、定期的に計測を行い、ＡＬＭ委員会で協議検討をするとともに、常勤理事会等の経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

Ｂ．リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率を管理することで、健全性の確保に努めています。

Ｃ．金利リスク計測の頻度

四半期末でIRRBBを計測しています。

⑵金利リスクの算定方法の概要

Ａ．開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）、金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（a）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

当金庫は、コア預金モデルを使用し平均満期は2.679年となっております。

（b）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

最長の金利改定満期は10年です。

（c）流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別、預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を行っております。

（d）固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（e）複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

（f）スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

（g）内部モデルの使用等ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEに重大な影響を及ぼす可能性があります。

（h）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、28.29%となっておりますが、自己資本の状況、有価証券の評価損益、信用リスク、流動性等を考慮しつつ、金利リスクの管理を行っております。

Ｂ．自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

（a）金利ショックに関する説明

ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、100BPV等のほか、有価証券においては過去シナリオに基づく金利変動としています。

(b）金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクを100BPVなどにより管理しており、有価証券の債券の100BPVに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には、配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資など100BPVに基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。

また、市場取引については、100BPVに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定し、リスクのコントロールを行っています。また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例に基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

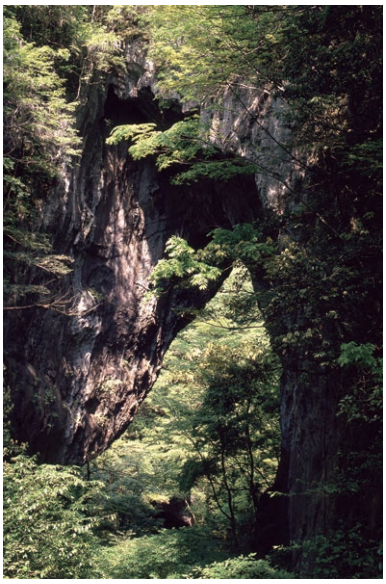

羅生門

自己資本の充実の状況等について
～定量的な開示事項～

「自己資本の充実の状況」

Ⅰ　単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,056	10,186
うち、出資金及び資本剰余金の額	330	330
うち、利益剰余金の額	9,736	9,866
うち、外部流出予定額（△）	9	9
うち、上記以外に該当するものの額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96	113
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	96	113
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	10,152	10,300
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	22	26
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る10パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る15パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	24	28
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	10,127	10,271
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	50,221	49,189
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△302	―
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	―	―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	1,960	1,999
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	―	―
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	52,182	51,189
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	19.40%	20.06%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2．定量的な開示事項
（1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの合計額	50,221	2,008	49,189	1,967
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	50,463	2,018	49,111	1,964
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	382	15	400	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,438	537	14,572	582
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,801	72	1,801	72
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	16,881	675	15,044	601
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け				
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,476	179	4,358	174
トランザクター向け	212	8	210	8
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
不動産関連向け	5,922	236	6,314	252
自己居住用不動産等向け	3,914	156	4,181	167
賃貸用不動産向け	1,842	73	1,994	79
事業用不動産関連向け	166	6	138	5
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,301	52	1,626	65
延滞等向け	362	14	238	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
取立未済手形	3	0	1	0
信用保証協会等による保証付	505	20	200	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
株式等	324	12	400	16
上記以外	6,864	274	5,952	238
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,760	190	3,756	150
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	701	28	701	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	496	19	558	22
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー				
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	905	36	936	37
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分				
証券化 短期STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	60	2	78	3
ルック・スルー方式	60	2	78	3
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△302	△12	—	—
⑥ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	1,960	78	1,999	79
BI	1,306	52	1,333	53
BIC	156	6	159	6
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	52,182	2,087	51,189	2,047

（注）1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×４％

（2）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	133,636	131,708	48,871	50,223	27,156	28,193	－	－	1,298	1,236
国外	4,112	3,410	－	－	4,112	3,410	－	－	－	－
地域別合計	137,748	135,118	48,871	50,223	31,268	31,603	－	－	1,298	1,236
製造業	4,654	4,391	1,749	1,687	2,904	2,704	－	－	59	135
農業、林業	185	176	185	176	－	－	－	－	10	9
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－
建設業	2,594	2,647	2,394	2,447	200	200	－	－	103	92
電気・ガス・熱供給・水道業	8,652	8,861	1,943	1,750	6,709	7,110	－	－	－	－
情報通信業	1,112	1,202	829	757	200	400	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,224	1,640	824	738	400	901	－	－	152	92
卸売業、小売業	3,528	4,288	2,625	2,483	903	1,805	－	－	276	302
金融業、保険業	62,804	63,620	10,254	10,239	5,413	5,013	－	－	－	－
不動産業	4,221	4,172	2,013	1,963	2,208	2,208	－	－	87	83
物品賃貸業	44	35	44	35	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	30	25	30	25	－	－	－	－	－	－
宿泊業	285	274	285	274	－	－	－	－	－	－
飲食業	344	289	344	289	－	－	－	－	71	43
生活関連サービス業、娯楽業	980	923	980	923	－	－	－	－	311	301
教育、学習支援業	338	311	338	311	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	1,522	1,436	1,522	1,436	－	－	－	－	112	99
その他のサービス	1,025	888	1,025	888	－	－	－	－	54	25
国・地方公共団体等	29,793	26,288	9,627	12,556	12,328	11,259	－	－	－	－
個人	11,851	11,237	11,851	11,237	－	－	－	－	59	50
その他	2,551	2,407	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	137,748	135,118	48,871	50,223	31,268	31,603	－	－	1,298	1,236
1年以下	35,485	38,217	5,399	5,233	841	2,121	－	－		
1年超3年以下	7,121	8,814	2,776	3,221	3,762	4,565	－	－		
3年超5年以下	8,176	9,130	3,542	3,784	3,634	4,316	－	－		
5年超7年以下	11,156	11,408	4,865	4,449	3,231	3,928	－	－		
7年超10年以下	20,009	18,396	6,096	8,006	8,913	6,390	－	－		
10年超	43,672	42,412	25,789	25,131	10,883	10,280	－	－		
期間の定めのないもの	12,124	6,738	403	396	－	0	－	－		
残存期間別合計	137,748	135,118	48,871	50,223	31,268	31,603	－	－		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4．ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	87	96	－	87	96
	2025年度	96	113	－	96	113
個別貸倒引当金	2024年度	552	535	82	469	535
	2025年度	535	587	31	504	587
合計	2024年度	639	631	82	557	631
	2025年度	631	700	31	600	700

＊洗替えによる取崩額

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高※1		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	552	535	535	587	82	31	469	504	535	587		
国外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
地域別合計	552	535	535	587	82	31	469	504	535	587		
製造業	10	35	35	83	－	10	10	25	35	83	－	－
農業、林業	－	10	10	－	－	－	－	10	10	9	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	108	25	25	5	82	20	25	5	25	5	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	31	48	48	48	－	－	31	48	48	48	－	－
卸売業、小売業	18	43	43	63	－	－	18	43	43	63	－	－
金融業、保険業	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	30	32	32	35	－	－	30	32	32	35	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	45	43	43	39	－	－	45	43	43	39	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	249	－	－	－	－	－	249	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	14	11	11	8	－	－	14	11	11	8	－	－
その他のサービス	255	247	247	8	－	－	255	247	247	8	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	36	36	36	34	－	0	36	36	36	34	－	－
合計	552	535	535	587	82	31	469	504	535	587	－	－

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	1,045	－	1,045	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,342	－	8,342	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	401	－	401	－	200	50
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	17,970	－	17,970	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	371	－	363	－	30	8
我が国の政府関係機関向け	1,248	－	1,343	－	120	10
地方三公社向け	557	－	477	－	31	7
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	58,848	－	58,749	－	13,438	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,006	－	6,006	－	1,801	30
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	25,276	3,802	24,190	343	16,881	69
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,469	9,577	5,200	643	4,476	77
トランザクター向け	－	7,438	－	473	212	45
不動産関連向け	8,328	－	8,295	－	5,922	71
自己居住用不動産等向け	6,099	－	6,069	－	3,914	64
賃貸用不動産向け	2,065	－	2,062	－	1,842	89
事業用不動産関連向け	164	－	162	－	166	102
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	1,301	－	1,301	－	1,301	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	354	7	318	0	362	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	16	－	16	－	3	20
信用保証協会等による保証付	2,240	17	2,240	1	505	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	324	－	324	－	324	100
合計					43,598	

（注）1．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2．「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	2025年度					
現金	886	—	886	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,977	—	2,977	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	401	—	401	—	200	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,578	—	20,578	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	349	—	349	—	30	9
我が国の政府関係機関向け	1,431	—	1,431	—	140	10
地方三公社向け	551	—	551	—	30	5
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,382	—	60,382	—	14,572	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,006	—	6,006	—	1,801	30
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	25,514	3,054	24,750	273	15,044	60
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,284	9,379	5,063	616	4,358	77
トランザクター向け	—	7,367	—	467	210	45
不動産関連向け	7,633	—	7,600	—	6,314	83
自己居住用不動産等向け	5,604	—	5,575	—	4,181	75
賃貸用不動産向け	1,902	—	1,899	—	1,994	105
事業用不動産関連向け	126	—	125	—	138	111
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ＡＤＣ向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,301	—	1,301	—	1,626	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	268	18	236	1	238	100
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	9	—	9	—	1	20
信用保証協会等による保証付	2,004	18	2,004	1	200	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	308	—	308	—	400	130
合　計					43,159	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

金ボタル

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	1,045	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,342	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	401	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	17,970	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	70	300	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	47	1,201	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	400	－	－	157	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	46,735	－	8,507	－	－	－	－	－	－	2,002	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	6,006	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	701	－	－	－	－	－	－	－	－	10,725	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	473	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	473	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	1,595	－	－	－	－	－	－	718	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	1,595	－	－	－	－	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	718	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	50	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	2,242	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	27,878	3,744	－	47,609	－	8,507	－	1,595	－	－	－	473	13,179	－	718	－

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）														
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,045
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,342
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	401
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,970
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	371
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,248
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	557
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,603	－	－	－	58,848
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,006
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	1,805	－	8,862	－	－	2,735	－	－	－	－	－	－	－	－	24,829
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	4,425	－	－	－	－	943	－	－	－	－	－	－	－	－	5,843
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	473
不動産関連向け	10	4,474	－	－	47	－	－	1,343	103	－	－	2	－	－	－	8,295
自己居住用不動産等向け	－	4,474	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,069
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	1,343	－	－	－	－	－	－	－	2,062
事業用不動産関連向け	10	－	－	－	47	－	－	－	103	－	－	2	－	－	－	162
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,301	－	－	－	1,301
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	123	－	－	－	－	144	－	－	－	318
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,242
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	324	－	－	324
合計	10	10,706	－	8,862	47	－	3,802	1,343	103	－	－	3,051	324	－	－	131,959

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2025年度															
現金	886	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,977	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	401	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	20,578	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	48	300	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	30	1,401	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	400	－	－	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	47,966	－	8,809	－	－	－	－	－	－	2,303	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	6,006	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	5,616	－	－	－	－	－	－	－	－	8,314	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	467	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	467	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	103	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	2,006	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	24,921	3,707	－	53,743	－	8,809	－	－	－	－	－	467	11,122	－	－	－

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	886
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,977
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	401
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,578
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	349
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,431
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	551
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,202	－	－	－	60,282
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,006
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	1,004	－	7,229	－	－	2,860	－	－	－	－	－	－	－	－	25,024
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	4,260	－	－	－	－	952	－	－	－	－	－	－	－	－	5,680
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	467
不動産関連向け	－	5,575	－	－	－	－	－	1,899	123	－	－	1	－	－	－	7,600
自己居住用不動産等向け	－	5,575	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,575
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	1,899	－	－	－	－	－	－	－	1,899
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	123	－	－	1	－	－	－	125
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,301	－	－	－	1,301
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	30	－	－	－	－	104	－	－	－	238
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,006
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	308	－	－	308
合計	－	10,840	－	7,229	－	－	3,843	1,899	123	－	－	2,609	308	－	－	129,626

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	2024年度				2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	89,342	17	0%	89,335	91,180	18	10%	91,177
40%～70%	13,913	7,438	10%	14,382	11,222	7,377	10%	11,690
75%	10,802	1,968	10%	10,706	10,932	1,845	10%	10,844
80%	－	－	－	－	－	－	－	－
85%	9,469	1,957	10%	8,862	7,817	1,815	10%	7,229
90%～100%	3,721	2,016	10%	3,857	3,751	1,407	10%	3,843
105%～130%	1,447	－	0%	1,446	3,696	0	0%	3,693
150%	3,079	4	10%	3,043	1,338	6	10%	1,308
250%	324	－	0%	324	1,502	0	0%	1,502
400%	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	132,100	13,403	10%	131,959	131,443	12,470	10%	131,289

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

（3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,167	1,102	2,421	2,287	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	463	463	449	449
非上場株式等	913	913	912	912
合　計	1,377	1,377	1,362	1,362

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
売却益	9	7
売却損	－	－
償却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益※	291	292

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	60	60
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

（8）金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,906	3,518	134	85
2	下方パラレルシフト			0	0
3	スティープ化	2,345	3,026		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	238	173		
6	短期金利低下				
7	最大値	2,906	3,518	134	85
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,271		10,127	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信金中央金庫
～信用金庫の「中央金融機関」～

概　要

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

また、2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード：8421）。

資金量 30兆円

役職員数 1,324人

拠点数 国内14拠点 海外5拠点※

当期純利益 430億円

※2026年５月１日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年５月末時点の海外拠点数は６拠点となります（海外グループ会社を含む）。

（2026年３月末時点）

事業内容

持続的な社会を実現する機能

- ✓中小企業のビジネスマッチングや海外展開支援
- ✓個人の資産形成や相続ニーズに対応した商品の提供
- ✓地域のブランディング強化に資するソリューションの提供
- ✓デジタル活用に向けた取組み

信用金庫のセントラルバンク機能

- ✓信用金庫の収益力向上健全性確保等に向けたコンサルティングの提供
- ✓信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策
- ✓信用金庫経営力強化制度等の適時かつ適切な運営を通じて信用金庫業界の信用秩序を維持

機関投資家としての機能

- ✓全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債の発行により調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用
- ✓持続可能な社会の実現に向けたESG投融資等の推進

信用金庫のネットワーク

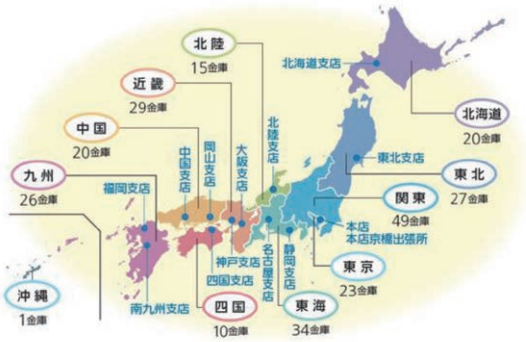

金庫数 254金庫

店舗数 7,054店舗

役職員数 約9.5万人

預金量 約161兆円

（2026年３月末時点）

グループ

信金中金グループ

- しんきん証券㈱
- 信金インターナショナル㈱
- しんきん地域創生ネットワーク㈱
- 信金シンガポール㈱
- 信金ギャランティ㈱
- しんきんアセットマネジメント投信㈱
- 信金キャピタル㈱
- ㈱しんきん情報システムセンター
- 信金中金ビジネス㈱

（2026年３月末時点）

外部格付

格付会社	長期格付
Moody's	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

（2026年３月末時点）

信用金庫法第89条に基づく開示

1．金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
（1）事業の組織 ―― 12
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 ―― 12
（3）会計監査人の氏名又は名称 ―― 22
（4）事務所の名称及び所在地 ―― 13

2．金庫の主要な事業の内容 ―― 14

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 ―― 8
（2）直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
①経常収益 ―― 23
②経常利益又は経常損失 ―― 23
③当期純利益又は当期純損失 ―― 23
④出資総額及び出資総口数 ―― 23
⑤純資産額 ―― 23
⑥総資産額 ―― 23
⑦預金積金残高 ―― 23
⑧貸出金残高 ―― 23
⑨有価証券残高 ―― 23
⑩単体自己資本比率 ―― 23
⑪出資に対する配当金 ―― 23
⑫職員数 ―― 23
（3）直近の二事業年度における事業の状況を示す指標
Ⅰ．主要な業務の状況を示す指標
①業務粗利益及び業務粗利益率 ―― 23
②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 ―― 23
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ―― 23
④受取利息及び支払利息の増減 ―― 24
⑤総資産経常利益率 ―― 23
⑥総資産当期純利益率 ―― 23
Ⅱ．預金に関する指標
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ―― 24
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ―― 24
Ⅲ．貸出金等に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ―― 24
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ―― 24
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 24
④使途別の貸出金残高 ―― 24
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ―― 25
⑥預貸率の期末値及び期中平均値 ―― 24

Ⅳ．有価証券に関する指標
①商品有価証券の種類別の平均残高― (該当在りません)
②有価証券の種類別の残存期間別の残高 ―― 25
③有価証券の種類別の平均残高 ―― 25
④預証率の期末値及び期中平均値 ―― 25

4．金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
（1）リスク管理の体制 ―― 2
（2）法令遵守の体制 ―― 4
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ―― 6
（4）金融ＡＤＲ制度への対応 ―― 5

5．金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ―― 19-22
（2）金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ―― 27
②危険債権 ―― 27
③三月以上延滞債権 ―― 27
④貸出条件緩和債権 ―― 27
⑤正常債権 ―― 27
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ―― 28-37
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 ―― 26
②金銭の信託 ―― 26
③信用金庫法施行規則第102条第１項第５号に掲げる取引 ―― 26
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ―― 32
（6）貸出金償却の額 ―― 24
（7）金庫が信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ―― 22

6．報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ―― 27

任意の開示項目
経営者保証に関するガイドラインへの取組について― 7
総代会について ―― 10

豊かな明日へのおてつだい

備北信用金庫

登録金融機関：中国財務局長（登金）第43号
登録番号：中国財務局長（代信）第20号

https://www.shinkin.co.jp/bihoku/
〒716-0037　岡山県高梁市正宗町1964-1　TEL.0866-22-2191　FAX.0866-22-7533

2026年7月発行